

「江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会」

設立趣旨

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととしました。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

一方、江の川は唯一陰陽を隔てる中国山地を貫流し、広島・島根の2県をまたぐ中国地方最大の河川、別名「中国太郎」と呼ばれています。

河口の狭小な沖積平野(江津市街地)と上流盆地(三次市街地)に人口資産が集中し、その間の山間狭窄部は河岸段丘に小集落が点在しています。

その江の川下流部の山間狭窄部は、堤防が低い区間が多数あり、家屋が浸水する前に小集落間の道路が浸水し移動が出来なくなるため、早めの避難誘導や安全な避難場所の確保等が重要となってきます。

こうした背景や経緯を踏まえ、江津市、川本町、美郷町、邑南町、島根県、河川管理者等からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立します。

江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会

江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9の規定に基づき組織することとし、「江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

※この協議会で対象とする江の川水系(下流)とは、一級水系江の川のうち、島根県内の江の川を示す。

(目的)

第2条 江の川水系(下流)における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にあるものをもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報並びに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等の共有。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有。
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況の確認。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施。

(幹事会の構成)

第5条 協議会には、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会の実施事項)

第6条 幹事会は、次に掲げる事項を実施する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。

(ダム部会)

第7条 江の川水系(下流)における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム部会を置く。

- 2 ダム部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、浜田河川国道事務所河川管理課に事務局を置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年7月4日から施行する。(第1回協議会の日)

平成29年4月1日改正(組織改正)

平成30年3月12日一部改正

令和 2年2月13日一部改正

別表1

江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会 構成員

(構成員)

江津市長

川本町長

美郷町長

邑南町長

島根県 防災部長

島根県 土木部長

気象庁 松江地方气象台長

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長

別表2

江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策幹事会 構成員

(構成員) 江津市 危機管理監

川本町 総務財政課長

美郷町 総務課長

邑南町 総務課長

島根県 防災部 防災危機管理課長

島根県 土木部 河川課長

気象庁 松江地方气象台 防災管理官

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 副所長

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
江の川(下流)流域の減災に係る取組方針
【第1回改定】

平成30年5月31日

江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会

江津市、川本町、美郷町、邑南町、島根県、
松江地方气象台、国土交通省中国地方整備局

改定履歴

平成28年10月11日 策定

平成30年 5月31日 第1回改定

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」という。）により、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

江の川(下流)流域においては、委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川の1市3町（江津市、川本町、美郷町、邑南町）、島根県、松江地方气象台、中国地方整備局で構成される「江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成28年7月4日に設立し、減災のための目標を共有し、平成32年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

このような中、平成28年8月に発生した、台風10号等の一連の台風による甚大な被害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川で更に加速させることとされ、平成29年6月に水防法等の一部改正を行うなどの各種取組が国において進められている。

さらに、同年6月20日には、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめられた。

今後、本協議会は、緊急行動計画を踏まえ、緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力で推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。

江の川(下流)流域は、山間狭窄部を流下しているため、洪水時には水位が急上昇すること、また、計画高水位より低い土地に集落が点在するという河川特性をもっている。そのため、一度氾濫が起これば、避難経路が水没し、集落が

孤立するなどの氾濫特性をもち、これまでも、昭和47年7月洪水や昭和58年7月洪水において、大きな被害が発生したところである。

今般公表した、想定最大規模降雨における洪水浸水想定は、これまでの実績洪水より、さらに浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、その被害はより甚大なものになることが想定される。

江の川では、昭和41年4月に一級水系指定を契機に治水計画を見直し、昭和41年6月に「江の川水系工事实施基本計画」が策定され、これに基づき堤防の拡築、護岸工事等を進めてきたところである。

その後、戦後最大の被害をもたらした昭和47年7月洪水を契機に治水計画を見直し、土地利用一体型水防災事業や堤防の強化等を実施し、平成19年11月には、治水、利水、環境等に関する河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めた「江の川水系河川整備基本方針」を策定した。

さらに、平成28年2月には「江の川水系河川整備計画」を策定し、昭和47年7月洪水が再び発生した場合でも、家屋の浸水被害の発生を防止することを目標として、河川改修事業を推進してきたところである。

これまでに広島県側も含め江の川全川で堤防整備も進めてきており、現在も江の川改修等の事業を鋭意推進しているところである。

しかしながら、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めないところである。

本協議会では、こうした江の川(下流)流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、平成32年度までに、円滑かつ迅速な避難、効果的な水防活動、浸水を一日も早く解消するための排水対策等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「江の川(下流)流域の減災に係る取組方針」(以下「取組方針」という。)としてとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容としては、

・江の川(下流)流域は、山間狭窄部を流下しているため、洪水時には水位が急上昇すること、また、計画高水位より低い土地に集落が点在するという河川特性をもち、一度氾濫が起これば、避難経路が水没し、集落が孤立するという水害リスクを住民や企業など広く一般に周知するため、分かり易い教材(江の川(下流)における浸水イメージ動画など)等を用いて、小中学校における水害(防災)教育を平成29年度から順次実施することや、洪水浸水想定区域内の企業を対象とした自衛水防の講習会や訓練を平成29年度から定期的実施。

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域が江の川（下流）沿いの平地部に点在する沿川市町（江津市、川本町、美郷町、邑南町）において、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成（平成32年度）及び水平避難を促す凡例等を記載したハザードマップの作成、洪水に対してリスクの高い箇所を監視する水位計等の整備や避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上（平成31年度）。

- ・氾濫域に国道9号や国道261号等の主要道路網があることから、冠水する範囲を関係者で共有し、標高の高い道路等を迂回路に設定したり、通行止めとする道路を予め定めておくことで、冠水による車両のスタック等による渋滞を未然に防ぐとともに、鉄道車両等の浸水被害を軽減するため、河川管理者、沿川自治体に加え、道路管理者、交通事業者等と連携したタイムラインの拡充（平成32年度）及びタイムラインの時系列に基づく、より実践的な総合防災訓練等の実施。

- ・社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するため排水作業準備計画（平成31年度）に基づく排水訓練の実施。

協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第4条に基づき作成したものである。
(※この協議会で対象とする江の川水系(下流)とは、一級水系江の川のうち、島根県内の江の川を示す。)

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
江 津 市	市長
川 本 町	町長
美 郷 町	町長
邑 南 町	町長
島 根 県	防災部長
〃	土木部長
気 象 庁	松江地方気象台長
国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長

3. 江の川(下流)流域の概要と主な課題

(1) 江の川(下流)流域の概要と氾濫特性

江の川(下流)流域の氾濫域は、河口の狭小な沖積平野(江津市)や、小集落が点在している山間狭窄部の河岸段丘となり、その地域には、沿川市町の市街地があり、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅、主要な道路といった重要な公共施設が多数存在しているため、一度氾濫が起きればその被害額、被害人口は甚大で社会経済に与える影響は計り知れない。

一方で、江の川(下流)は、山間狭窄部のため洪水時には水位が急上昇するという河川特性があり、全川にわたり、集落のある沿川地域が家屋倒壊等氾濫想定区域となっているという特徴がある。

また、山間狭窄部には堤防が低い区間が多数あり、家屋が浸水する前に小集落間の道路が水没し避難ができなくなるため、集落が孤立し避難や水防活動に支障が生じるという氾濫特性をもつことから、一度氾濫が起これば、沿川道路、沿川市街地、集落が水没し、住民生活への影響は甚大となることが想定される。

(2) 過去の洪水による被害状況

○昭和47年7月洪水

江の川流域において戦後最大の被害が発生した洪水であり、死者22名、行方不明者6名、家屋全半壊・一部破損3,960戸、浸水家屋14,063戸の被害が発生した。上流の馬洗川左岸堤防が越水破堤するなど三次市街をはじめとする江の川流域全域に被害をもたらした。江津市桜江町ではJR三江線が浸水し、市民生活や地域経済活動に甚大な影響を与えた。

○昭和58年7月洪水

昭和47年7月洪水に次いで大きな被害をもたらした洪水であり、死者5名、行方不明者3名、家屋全半壊・流失206戸、浸水家屋3,517戸の被害が生じた。江の川中下流部の各所で甚大な被害が生じ、幹線道路の多くが冠水し、間接的に市民生活や経済活動に大きな影響を与えた。

内水被害も多く発生しており、近年、平成18年9月、平成22年7月の出水時にも内水による浸水被害が発生し、その際には排水ポンプ車による排水作業を行っている。

(3) 江の川(下流)の現状と課題

昭和47年7月洪水により全地域で壊滅的な被害を受け、その被災に伴う災害復旧や河川改修等の実施によって、洪水に対する安全度の向上を目指してきており、堤防の拡築、護岸工事をはじめ、土地利用一体型水防災事業、さらには、堤防の強化、江津市街地等の内水対策等を実施し、治水事業を展開してきた。現在は、改修途上、未改修箇所について中下流部を中心にハード対策を推進している。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- 江の川(下流)は、これまで堤防整備や土地利用一体型水防災事業の整備を進めてきたが、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない箇所が多数あり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。
- 江の川(下流)は、山間狭窄部を流下しているため、洪水時には水位が急上昇するという河川特性をもっており、一度氾濫が発生した場合には、点在する集落が孤立するといった水害リスクが、住民には十分に認知されていないため、洪水浸水想定区域や浸水深、浸水継続時間など、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、江の川(下流)の河川特性を踏まえた効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 江の川(下流)の改修が完了していない箇所が存在するため、江津市街地の低平地では、広範囲にわたり浸水が発生することが懸念される。また、それより上流部については点在する集落が氾濫し住民生活への影響が甚大となるため、浸水を一日も早く解消するために、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。なお、計画作成の際には、江の川(下流)の堤防高が高いことを十分に考慮することが必要である。

以上の課題を踏まえ、江の川(下流)流域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況

江の川水系(下流)流域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(別紙－1 参照)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：● (以下同様)

項目	現状と課題	
想定される浸水リスクの周知	○ 江の川(下流)において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を浜田河川国道事務所のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 決壊、越水等重大災害発生のある場合には、浜田河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をすることとしている。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	B
避難勧告等の発令基準	○ 発令等に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令等を行うこととしている。	
	● 基準水位を目安に発令判断をしているため、自治体全体一律の判断基準となっている事が多い。地区毎に状況が異なるため、具体的かつ地区毎の判断基準(マニュアル)の整備が必要である。	C
	● 自治体が発令する避難勧告等の判断材料として水位予測が重要となる。 また、今後プッシュ型の洪水予報エリアメールを実施予定のため、水位予測の精度を上げる必要がある。	D

項目	現状と課題	
避難場所、避難経路	○ 小中学校、コミュニティセンター、公園等の公共施設を指定し、防災マップやハザードマップにより周知している。	
	● 避難経路を指定していない自治体が多いため、いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。	E
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図の浸水深や、家屋倒壊等氾濫想定区域等の防災情報が住民や企業に十分認知されていない。	F
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成および周知が必要となるが、氾濫範囲が広大となり避難所の設定が困難となる。	G
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 基本的には、防災行政無線、IP 告知放送、広報車、ホームページ、防災メール等の発信が主として利用されている。	
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	H
	● 戸別受信機の加入や防災メールへの登録が、十分に住民に普及していない。	I
	● 避難情報について、外国人を対象とした多言語化への対応や、聴覚障がい者、観光客への対応が不十分である。	J
避難誘導體制	○ 役場職員、消防団員と兼務する水防団員、自治会、自主防災組織が連携して避難誘導を実施している。	
	● 夜間、荒天時の安全な避難を可能とする体制が不十分である。	K
	● 消防団員が水防団員を兼務しているため、避難誘導に必要な人員の確保が困難である。	L

②水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、島根県に通知しており、県は水防管理者に通知している。	
河川の巡視区間	○ 防災無線等により水防団へ情報提供を行い、巡視を行っている。	
	● 重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所が多く、短時間で巡視を完了することが難しい。	M
	● 消防団員が水防団員を兼務しており、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、量的にも質的にも増加している作業を的確にできないことが懸念される。また、平日は仕事をされているため、平日昼間の人員確保が難しい。	N

項目	現状と課題	
水防資機材の整備状況	○ 各自治体で水防計画により庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○ 浜田河川国道事務所において、根固ブロックや袋詰め玉石、大型土のう等を水防倉庫等所定の場所に備蓄している。	
	● 各自治体の保有状況の確認、備蓄資機材情報の共有や非常時における相互支援のルールが確立されていない。	0
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○ 代替施設の検討や非常電源の確保を各自治体で検討している。	
	● 各自治体において、業務継続計画の策定がなされていない。	P

③ 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 各自治体で水位や出動要請により、委託操作員への連絡や水防団・職員による操作を実施している。	
	● 樋門操作員の高齢化が進んでいるため、操作員の確保等の対策が必要である。	Q
	● 各自治体所有の資機材についての情報や、排水ポンプ車の要請状況等の情報が関係機関で共有されていない。	R
	● 山間狭窄部を流下するため、急激な水位上昇をする可能性もあり、洪水時の樋門操作での安全性を確保するための対策が必要である。	T

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進	○ 河川整備計画に基づき、江の川改修により堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を行っている。	
	● 整備段階であるため、近年災害(H18、H22)と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	S

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（平成32年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

山間狭窄部に点在する小集落などの地形特性を踏まえ、各地域が連携し、住民自ら避難行動をとることができる「江の川下流水害に強い地域づくり」を目指す。

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

- ①住民自らが危機を認識した的確な避難行動を行うための取組
- ②氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動
- ③浸水を一日も早く解消するための排水対策

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－2参照）

①住民自らが危機を認識した的確な避難行動を行うための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進			
・堤防整備等	S	順次実施	中国地整
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	M	H28年度から順次実施	中国地整
・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上	D, M	H31年度	中国地整
■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等			
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A, C	H28年度から検討実施	島根県
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し	E, F, G, L	H32年度	江津市・川本町・美郷町・邑南町
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲の見直し	C, E, F, G	H31年度	江津市・川本町・美郷町・邑南町
・洪水浸水想定区域内の要配慮者（社会福祉施設等）利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人、観光客等を対象とした避難情報の提供	J	H30年度	江津市・川本町・美郷町・邑南町
・夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導體制の検討	K	H29年度	江津市・川本町・美郷町・邑南町
・江の川（下流）の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害（防災）教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施	F, H	H29年度から定期的に実施	協議会全体
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付	A, E, F, G, L	H28年度から順次実施	江津市・川本町・美郷町・邑南町

主な取組項目		目標時期	取組機関
■ 多様な防災活動を含むタイムラインの作成			
・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの拡充	B	H32 年度	協議会全体
・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合防災訓練等の実施	B	H29 年度から定期的に実施	協議会全体
■ 防災教育や防災知識の普及			
・江の川（下流）における浸水イメージ動画の作成・公開	A, B, F	H29 年度	中国地整
・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知	H, I, R	H28 年度から定期的に実施中	中国地整
・小中学校などと連携した江の川（下流）水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の普及・充実	H	H29 年度から順次実施	協議会全体
・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災教育の実施	B, H, I	H29 年度から定期的に実施	協議会全体
・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信	I	H29 年度から順次実施	中国地整

②氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動

主な取組項目		目標時期	取組機関
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備(再掲)	M	H28 年度から順次実施	中国地整
・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上(再掲)	D, M	H31 年度	中国地整
・樋門の無動力化の推進	T	H30 年度から順次実施	中国地整

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化			
・ 消防団員と兼務する水防団員への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施及び人員の確保	L, M	H28 年度から定期的に実施中	江津市・川本町・美郷町・邑南町
・ 江の川（下流）の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施	H, N	H28 年度から定期的に実施中	江津市・川本町・美郷町・邑南町・中国地整
・ 水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて、水防専門家を講師とした講習会を実施	N	H29 年度から定期的に実施	協議会全体
・ 備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における相互支援方法の確認	O	H28 年度から定期的に実施中	江津市・川本町・美郷町・邑南町・島根県・中国地整
・ 市町庁舎の水害時における対応について業務継続計画を策定	P	H29 年度	江津市・川本町・邑南町
・ 樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施	Q	H28 年度から定期的に実施中	江津市・川本町・美郷町・邑南町・島根県・中国地整

③浸水を一日も早く解消するための排水対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 排水作業準備計画（案）の作成及び排水訓練の実施		
・ 排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水作業準備計画（案）の作成	R	H31 年度
・ 排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	R	H32 年度から定期的に実施
		江津市・川本町・美郷町・邑南町・島根県・中国地整

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に実施することとする。

今後、毎年出水期前に協議会を開催し、各取組に対する進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

緊急行動計画についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有
各自治体でそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等

別紙-1

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
想定される浸水リスクの周知							【現状】 ・江の川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を浜田河川国道事務所のホームページ等で公表している。	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	A
							【課題】 ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。		
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング							【現状】 ・河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。 ・決壊、越水等重大災害発生への恐れがある場合には、浜田河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をすることとしている。	●洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	B
							【課題】 ・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。		

項目	江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
避難勧告等の発令基準	【現状】 ・避難判断水位到達⇒避難準備情報の発表 ・氾濫危険水位到達⇒避難勧告を発令	【現状】 ・避難判断等伝達・判断マニュアルに記載。雨量及び江の川の水位を基準としている。	【現状】 ・河川管理施設の異常（漏水等の決壊につながる恐れのある被災等）を確認したとき ・水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）7.5m に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき	【現状】 ・江の川大津観測所で、避難判断水位（8.1m）に達した場合避難準備情報を発表し、氾濫危険水位（9.0m）に達した場合避難勧告を発令する。				●基準水位を目安に発令判断をしているため、自治体全体一律の判断基準となっている事が多い。地区毎に状況が異なるため、具体的かつ地区毎の判断基準（マニュアル）の整備が必要である。 ●自治体が発令する避難勧告等の判断材料として水位予測が重要となる。 また、今後プッシュ型の洪水予報エリアメールを実施予定のため、水位予測の精度を上げる必要がある。	C D
	【課題】 ・詳細な判断基準を定めた具体的な判断マニュアルが未作成	【課題】 ・現在、氾濫危険水位 8.6m に達した場合、全地区に発令することになっているため、地区ごとにあった水位の見直しを図る。	【課題】 ・マニュアルを認知していない職員が多いと思われるため、職員への周知が必要	【課題】 ・江の川上流における降雨の状況や、流速、流量を勘案し、発表する時期を逸さない体制の構築が必要					
避難場所、避難経路	【現状】 ・避難場所は防災マップにより周知 ・避難経路の掲載なし	【現状】 ・避難経路については未設定。 ・避難場所についてハザードマップにて周知している。	【現状】 ・洪水ハザードマップにより周知	【現状】 口羽公民館、羽須美支所、口羽小学校等へ避難			【現状】 ・江の川における、想定最大規模降雨による浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を浜田河川国道事務所のホームページ等で公表している。	●避難経路を指定していない自治体が多いため、いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。 ●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図の浸水深や、家屋倒壊等氾濫想定区域等の防災情報が住民や企業に十分認知されていない。 ●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成および周知が必要となるが、氾濫範囲が広大となり避難所の設定が困難となる。	E F G
	【課題】 ・防災マップの更新（H19 年度作成以降更新されてないため） ・避難経路の確認が必要	【課題】 ・避難経路の設定が困難。 ・公開している情報も古い。	【課題】 ・地域防災計画も具体的な避難経路の記載はない。	【課題】 ・避難場所の周知、経路の確認など、繰り返しの訓練が必要					

項目	江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線（申込制、分担金負担あり、H27年度末加入率36%） 防災メール（登録制） その他必要に応じて、広報車、市HPやFB、CATVテロップを活用 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、IP告知放送、広報車、ホームページ、広報紙ほか、町が保有する広報手段を最大限活用した広報を実施する。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、IP告知放送、広報車、ホームページ、広報紙ほか、町が保有する広報手段を最大限活用した広報を実施する。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 CATVテロップ エリアメール SNS等を利用併せて消防団員による該当地区での広報を実施 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送にて、水位・雨量等の防災情報を提供 総合防災情報システムにより、ホームページ（しまね防災情報）を通じて提供 同システムから、登録を行った県民に、電子メールの配信により、気象情報や防災情報を提供等 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報等を自治体や報道機関を通じて住民等に伝達 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「川の防災情報」やNHK地上デジタル放送のデータ放送にて、水位・雨量等の防災情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。 ●戸別受信機の加入や防災メールへの登録が、十分に住民に普及していない。 ●避難情報について、外国人を対象とした多言語化への対応や、聴覚障がい者、観光客への対応が不十分である。 	<p>H</p> <p>I</p> <p>J</p>
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線戸別受信機の加入促進 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人や聴覚障害者への対応 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ソーシャルメディア等多様な伝達手段の活用方法・ルール作り 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客（外国人含む）や一時滞在者等への対応が十分になされていない。 					
避難誘導體制	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団や自治会、自主防災組織等が連携して行う。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役場職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、災害時に河川の増水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。 (ア) 避難場所が比較的遠距離であり、又は避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所及び誘導責任者（自治会長又は消防団等から選定）を定め、できるだけ集団で避難するようにする。 (イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、住民が混乱に陥らず、安全に避難できるようにする。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員と自主防災組織が連携し実施する。 				<ul style="list-style-type: none"> ●夜間、荒天時の安全な避難を可能とする体制が不十分である。 ●消防団員が水防団員を兼務しているため、避難誘導に必要な人員の確保が困難である。 	<p>K</p> <p>L</p>
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団が水防団を兼務しており、水防活動により、避難誘導まで手が回らない可能性が大きい。自主防災組織を中心とした地域住民の避難訓練の実施が必要 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団が水防団を兼務しているため、河川の監視等にも当たらない。避難誘導まで手が回らない。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難訓練において自治会及び消防団による避難誘導體制の確認。 夜間の避難方法 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が独自に避難誘導できる体制づくり 					

②水防に関する事項

項目	江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
河川水位等に係る情報提供	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位情報⇒水防団に対して、防災メール及び電話により通報 浜原ダム放流情報⇒流域住民に対し、300m³/s から防災メール、防災無線により周知 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災無線等を通じて、水防団へ情報提供を行う。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防団への通報 美郷町消防団組織図に準じる。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防警報伝達系統図による。住民に対しては、防災行政無線、CATVテロップ、SNS等を利用。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発生した場合、島根県に通知しており、県は水防管理者に通知している。 		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発生した場合は、島根県に通知しており、県は水防管理者に通知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題なし 	
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 					

項目	江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
河川の巡視区間	【現状】 ・各水防団の受け持つ区域の巡視	【現状】 ・美郷町境から江津市境までを巡視する。 ・これまでの経験から危険な箇所を中心に巡視する。	【現状】 ・地域の方がある程度浸水する区域を熟知しているので、その箇所をメインに巡視している。	【現状】 ・水防計画に記載する危険な箇所を中心に実施			【現状】 ・直轄管理区間において、出張所が巡視を行っている。	●重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所が多く、短時間で巡視を完了することが難しい。 ●消防団員が水防団員を兼務しており、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、量的にも質的にも増加している作業を的確にできないことが懸念される。また、平日は仕事をされているため、平日昼間の人員確保が難しい。	M
	【課題】 ・人員も少なく全区間の巡視は難しいため、過去の災害を参考にリスクの高い箇所を巡視している。 ・水防団の方は受け持つ区域外で働いている方が多く、平日昼間の体制確保が難しい。	【課題】 ・水防団と消防団と兼務しているので、平日昼間の人員確保が難しい。	【課題】 ・水防団と消防団と兼務しているので、平日昼間の人員確保が難しい。	【課題】 ・多くの危険箇所を巡視する人員の確保					
水防資機材の整備状況	【現状】 ・水防計画に掲載しているが、数量等の確認が不十分なものがある	【現状】 ・川本町水防計画による。	【現状】 ・美郷町水防計画による。	【現状】 ・別紙資料のとおり	【現状】 ・島根県水防計画による。		【現状】 ・根固ブロックや袋詰め玉石、大型土のう等を水防倉庫等所定の場所に備蓄している。	●各自治体の保有状況の確認、備蓄資機材情報の共有や非常時における相互支援のルールが確立されていない。	0
	【課題】 ・数量確認をきちんと行う体制作り	【課題】 ・毎年度の整備状況の確認	【課題】 ・毎年度の整備状況の確認	【課題】 ・備蓄資機材の正確な在庫管理や相互支援のルール化が必要					
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	【現状】 ・本庁舎については、浸水の危険は極めて少ないが、非常電源設備が、無線設備以外はない。	【現状】 ・庁舎についてはまず、水害により被災しないが、万一被災した場合は、代替施設へ移動する。	【現状】 ・本庁舎については、浸水の危険はない。	【現状】 ・本庁、各支所の代替施設を検討中	【現状】 ・県央県土整備事務所は、非常電源は1階にあるが、庁舎が浸水域以上に位置する。 ・浜田県土整備事務所は、非常電源は6階にある。	【現状】 ・江の川（下流）の洪水浸水想定区域内に庁舎はない。	【現状】 ・江の川（下流）の洪水浸水想定区域内に庁舎はない。 （出張所は洪水浸水想定区域内に位置するが、市町への情報提供等の防災対応は事務所です実施）	●各自治体において、業務継続計画の策定がなされていない。	P
	【課題】 ・業務継続計画（BCP）の策定の中で、非常電源の確保を検討する必要がある。	【課題】 ・BCPの策定 ・代替施設の非常電源の確保	【課題】 ・BCPの継続的な見直し	【課題】 ・業務継続計画の策定 ・代替施設、電源設備の確保					

③ 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
排水施設、排水資機材の操作・運用	【現状】 ・水位が一定の目安に達すると、市から委託している操作員へ電話連絡し、待機や出動要請をする。	【現状】 ・国、県からの出動要請による。	【現状】 ・樋門等については年10回、水防団等による操作・点検を実施。	【現状】 ・基準水位到達時、支所職員により操作を行う。	【現状】 ・雲南県土整備事務所に排水ポンプ車を配備		【現状】 ・出張所や水防倉庫にポンプ車や照明車を配備済 ・堤防が高いため、高揚程のポンプ車を配備	●樋門操作員の高齢化が進んでいるため、操作員の確保等の対策が必要である。 ●各自治体所有の資機材についての情報や、排水ポンプ車の要請状況等の情報が関係機関で共有されていない。	Q
	【課題】 ・委託している樋門操作員の高齢化が進んでおり、操作員を確保する対策や取組みが必要	【課題】 ・樋門操作員の高齢化	【課題】 ・他団体の所有の資機材情報がわからない。	【課題】 ・羽須美地域出身職員が減少している。新たな操作員を確保する対策・取組みが必要					

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進							【現状】 ・河川整備計画に基づき、江の川改修を行っている。	●整備段階であるため、近年災害(H18、H22)と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	S
							【課題】 ・整備段階であるため、近年災害(H18、H22)と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。		

具体的な取組の柱			目標時期	実施する機関					
事項	具体的取組	江津市		川本町	美郷町	邑南町	島根県	国	
①住民自ら危機を認識した的確な避難行動のための取組									
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進									
	・堤防整備等	S	順次実施						中国地整
■避難行動・水防活動に資する基盤等の整備									
	・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	M	H28年度から順次実施						中国地整
	・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上	D, M	H31年度						中国地整
■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等									
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A, C	H28年度から検討実施					○	・H28. 6. 14公表済
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し	E, F, G, L	H32年度	○	○	○	○		
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲の見直し	C, E, F, G	H31年度	○	○	○	○		
	・洪水浸水想定区域内の要配慮者（社会福祉施設等）利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人、観光客等を対象とした避難情報の提供	J	H30年度	○	○	○	○		
	・夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導體制の検討	K	H29年度	○	○	○	○		
	・江の川（下流）の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害（防災）教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施	F, H	H29年度から定期的実施	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付	A, E, F, G, J	H28年度から順次実施	○	○	○	○		
■多様な防災行動を含むタイムラインの作成									
	・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの拡充	B	H32年度	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
	・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合防災訓練等の実施	B	H29年度から定期的実施	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
■防災教育や防災知識の普及									
	・江の川（下流）における浸水イメージ動画の作成・公開	A, B, F	H29年度						中国地整
	・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知	H, I, R	H28年度から定期的実施中						中国地整
	・小中学校などと連携した江の川（下流）水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の普及・充実	H	H29年度から順次実施	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
	・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災教育の実施	B, H, I	H29年度から定期的実施	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
	・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信	I	H29年度から順次実施						中国地整

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関						
事項	具体的取組		江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	国	
② 氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動									
■ 避難行動・水防活動に資する基盤等の整備									
	・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備(再掲)	M	H28年度から順次実施						中国地整
	・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上(再掲)	D, M	H31年度						中国地整
	・樋門の無動力化の推進		H30年度から順次実施						中国地整
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化									
	・消防団員と兼務する水防団員への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施及び人員の確保	L, M	H28年度から定期的に実施中	○	○	○	○		
	・江の川(下流)の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施	H, N	H28年度から定期的に実施中	○	○	○	○		中国地整
	・水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて、水防専門家を講師とした講習会を実施	N	H29年度から定期的に実施	○	○	○	○ 定期的に実施中	○	気象台 中国地整
	・備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における相互支援方法の確認	O	H28年度から定期的に実施中	○	○	○	○	○	中国地整
	・市町庁舎の水害時における対応について業務継続計画を策定	P	H29年度	○	○	○ 策定済	○		
	・樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施	Q	H28年度から定期的に実施中	○	○	○	○		中国地整
③ 浸水を一日も早く解消するための排水対策									
■ 排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施									
	・排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水作業準備計画(案)の作成	R	H31年度	○	○ 町内作成済	○	○	○	中国地整
	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	R	H32年度から定期的に実施	○	○	○	○	○	中国地整

○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱			実施する機関						
事項			江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	中国地整
具体的取組									
①住民自らが危機を認識した的確な避難行動のための取組									
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進									
	・堤防整備等	S							・堤防整備等 (順次実施)
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備									
	・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	M							・簡易水位計等の設置 (H28年度から順次実施)
	・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上	D, M							・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上 (H31年度)
■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等									
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A, C						・県管理河川の洪水浸水想定区域図等を公表する。 (H28年度から検討実施)	・H28. 6. 14 公表済
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し	E, F, G, L		同左 (H30年度)	同左 (H30年度)	同左 (H30年度)			
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲の見直し	C, E, F, G		同左 (H30年度)	同左 (H30年度)	同左 (H30年度)			
	・洪水浸水想定区域内の要配慮者(社会福祉施設等)利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人、観光客等を対象とした避難情報の提供	J		同左 (H30年度)	同左 (H30年度)	同左 (H30年度)			
	・夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導體制の検討	K		同左 (H29年度)	同左 (H29年度)	同左 (H29年度)			
	・江の川(下流)の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害(防災)教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施	F, H		同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)

具体的な取組の柱		実施する機関						
事項		江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	中国地整
具体的取組								
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付		A, E, F, G, J	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配布 (H31年度)	同左 (H30年度)	同左 (H30年度)	同左 (H32年度)		
■多様な防災行動を含むタイムラインの作成								
・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの拡充		B	・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの策定 (H32年度)	同左 (H32年度)	同左 (H32年度)	同左 (H32年度)	同左 (H32年度)	同左 (H32年度)
・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合防災訓練等の実施		B	・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合防災訓練の実施 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)
■防災教育や防災知識の普及								
・江の川（下流）における浸水イメージ動画の作成・公開		A, B, F						・江の川（下流）において、堤防の越水時や決壊時における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成・公開 (H29年度)
・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知		H, I, R						・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知 (H28年度から定期的に実施中)
・小中学校などと連携した江の川（下流）水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の普及・充実		H	・行政職員が講師となり実施。内容については、水害のみではなく、土砂災害や避難訓練等を総合防災として行う。 (H29年度から順次実施)	同左 (H29年度から順次実施)	同左 (H29年度から順次実施)	同左 (H29年度から順次実施)	同左 (H29年度から順次実施)	同左 (H29年度から順次実施)
・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災教育の実施		B, H, I	・出前講座等を活用した防災教育の実施 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)
・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信		I						・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信 (H29年度から順次実施)

○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱			実施する機関						
事項	具体的取組		江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	中国地整
②氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動									
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備									
	・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備(再掲)	M							・簡易水位計の設置 (H28年度から順次実施)
	・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上(再掲)	D, M							・河川のリアルタイム映像の提供設備の整備及び避難行動等に資する水位予測等の精度向上 (H31年度)
	・樋門の無動力化の推進								・樋門の無動力化の推進 (H30年度から順次実施)
■水防活動の効率化及び水防体制の強化									
	・消防団員と兼務する水防団員への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施及び人員の確保	L, M		同左 (H28年度から定期的に実施中)	同左 (H28年度から定期的に実施中)	同左 (H28年度から定期的に実施中)			
	・江の川(下流)の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施	H, M		同左 (H28年度から定期的に実施中)	同左 (H28年度から定期的に実施中)	同左 (H28年度から定期的に実施中)			・江の川(下流)の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施 (H28年度から定期的に実施中)
	・水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて、水防専門家を講師とした講習会を実施	N		同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H28年度から定期的に実施中)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)	同左 (H29年度から定期的に実施)
	・備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における相互支援方法の確認	O		同左 (H28年度から定期的に実施中)	同左 (H28年度から定期的に実施中)	同左 (H28年度から定期的に実施中)	同左 (H28年度から定期的に実施中)		・備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における相互支援方法の確認 (H28年度から定期的に実施中)
	・市町庁舎の水害時における対応について業務継続計画を策定	P		同左 (H29年度)	策定済	・業務継続計画の策定を行う。 (H29年度)			
	・樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施	Q		同左 (H28年度から定期的に実施中)	同左 (H28年度から定期的に実施中)	同左 (H28年度から定期的に実施中)	同左 (H28年度から定期的に実施中)		・操作訓練への支援 (H28年度から定期的に実施中)

○概ね5年で実施する取組

③浸水を一日も早く解消するための排水対策

■排水作業準備計画（案）の作成及び排水訓練の実施

	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水作業準備計画（案）の作成 	R	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水作業準備計画（案）の作成（H31年度） 	同左 (H31年度)	同左 (H31年度)	同左 (H31年度)	同左 (H31年度)		<ul style="list-style-type: none"> 排水作業準備計画（案）の作成のための基礎資料の提供（H31年度）
	<ul style="list-style-type: none"> 排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施 	R	<ul style="list-style-type: none"> 排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施（H32年度から定期的に実施） 	同左 (H32年度から定期的に実施)	同左 (H32年度から定期的に実施)	同左 (H32年度から定期的に実施)	同左 (H32年度から定期的に実施)		<ul style="list-style-type: none"> 排水作業準備計画に基づく排水支援の訓練への参加（H32年度から定期的に実施）

「高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」

設立趣旨

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととしました。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

一方、高津川下流域の低平地は、古くから益田川に流れていた河口を現在の位置に付け替えるなどの河川工事が行われており、それによって島根県の石西地域の中心都市である益田市が形成され、この地域における社会・経済・文化の基盤を成しています。そのため、一度氾濫が起きればその被害額、被害人口は甚大で社会経済に与える影響は計り知れません。

さらに、堤防については、現在ほぼ完成しており、一定の治水安全度は確保されていますが、流域面積が高津川流域の約30%を占める最大の支川である匹見川が下流域で合流していることから洪水のピークが重なりやすく、急激な水位上昇が発生するという特徴をもっており、水防体制をとるまでの時間が限られることが想定されます。

また、堤防の整備が進む一方で、近年平成21年7月や平成25年8月等内水による被害が頻発しており、排水ポンプ車による内水排除の支援を行っています。

こうした背景や経緯を踏まえ、益田市、島根県、河川管理者等からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立します。

高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

※この協議会で対象とする高津川とは、一級水系高津川のうち、高津川、高津川派川、匹見川、白上川の直轄管理区間を示す。

(目的)

第2条 高津川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にあるものをもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報並びに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等の共有。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有。

三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況の確認。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項。

(幹事会の構成)

第5条 協議会には、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会の実施事項)

第6条 幹事会は、次に掲げる事項を実施する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、浜田河川国道事務所河川管理課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年7月13日から施行する。(第1回協議会の日)

別表1

高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 構成員

(構成員) 益田市長

島根県 防災部長

島根県 土木部長

気象庁 松江地方气象台長

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長

別表2

高津川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 構成員

(構成員) 益田市 危機管理監

島根県 防災部 防災危機管理課長

島根県 土木部 河川課長

気象庁 松江地方气象台 防災管理官

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 副所長

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
高津川流域の減災に係る取組方針
【第 1 回改定】

平成 3 0 年 6 月 1 日

高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

〔 益田市、島根県、松江地方气象台、
国土交通省中国地方整備局 〕

改定履歴

平成28年 9月28日 策定

平成30年 6月 1日 第1回改定

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」という。）により、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

高津川流域においては、委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川の益田市、島根県、松江地方气象台、中国地方整備局で構成される「高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成28年7月13日に設立し、減災のための目標を共有し、平成32年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

このような中、平成28年8月に発生した、台風10号等の一連の台風による甚大な被害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川で更に加速させることとされ、平成29年6月に水防法等の一部改正を行うなどの各種取組が国において進められている。

さらに、同年6月20日には、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめられた。

今後、本協議会は、緊急行動計画を踏まえ、緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力で推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。

高津川流域は、流域面積が高津川流域の約30%を占める最大の支川である匹見川が下流域で合流していることから洪水のピークが重なりやすく、急激な水位上昇が発生するという河川特性をもっている。そのため、一度氾濫が起これば、下流域の低平地に広がっている島根県の石西地域の中心都市である益田

市街地が水害を受けやすいなどの氾濫特性をもち、これまでも、昭和18年9月洪水、平成47年7月や平成9年7月洪水と概ね30年に1度の頻度で、大きな被害が発生したところである。

今般公表した、想定最大規模降雨における洪水浸水想定は、これまでの実績洪水より、さらに浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、その被害はより甚大なものになることが想定される。

高津川では、大正8年7月の大洪水を契機に改修計画を立案したことから本格的な治水事業が始まり、この計画により河口から匹見川合流点付近まで改修が昭和15年に竣工した。その後、昭和18年9月の未曾有の大洪水により堤防の大半が決壊したため、この洪水を考慮した改修計画を立案し河床掘削、築堤及び護岸整備が行われ、昭和42年6月の一級河川の指定を受け「高津川水系工事实施基本計画」に引き継がれた。

しかし、戦後最大の被害をもたらした昭和47年7月洪水が発生したため、本川に加えて、高津川派川、白上川、匹見川も含めた改修により堤防整備を進めてきた。

その後、平成18年2月には、治水・利水・環境等に関する河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めた「高津川水系河川整備基本方針」を策定した。

さらに、平成20年7月には「高津川水系河川整備計画」を策定し、昭和18年9月洪水が再び発生した場合でも、家屋の浸水被害の発生を防止することを目標として、河川改修事業を推進してきたところである。

これまでの改修工事により高津川の堤防は概成しており、今後は下流から流下能力確保のための河床掘削を環境に考慮しながら実施していくなど、現在も高津川改修等の事業を鋭意推進しているところである。

しかしながら、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めないところである。

本協議会では、こうした高津川流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、平成32年度までに、円滑かつ迅速な避難、効果的な水防活動、浸水を一日も早く解消するための排水対策等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「高津川流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容としては、

- ・高津川流域は、堤防については現在概成しており、一定の治水安全度は確保されているが、流域面積が高津川流域の約30%を占める最大の支川である匹

見川が下流域で合流し洪水のピークが重なりやすいため、急激な水位上昇が発生するという河川特性をもっており、水防体制をとるまでの時間が限られることが想定されるという水害リスクを住民や企業など広く一般に周知するため、分かり易い教材（高津川の水害リスクを認知するため、堤防の越水時や決壊時における破壊力のある流水のイメージ動画など）等を用いて、小中学校における水害（防災）教育を平成29年度から順次実施することや、洪水浸水想定区域内の企業を対象とした自衛水防の講習会や訓練を平成29年度から定期的実施。

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域が高津川沿いの平野部及び河口の市街地に広がる益田市において、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成（平成30年度）及び水平避難を促す凡例等を記載したハザードマップの作成、洪水に対してリスクの高い箇所を監視する水位計等の整備や避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上（平成31年度）。

- ・ 氾濫域に国道9号等の主要道路網があることから、冠水する範囲を関係者で共有し、標高の高い道路等を迂回路に設定したり、通行止めとする道路を予め定めておいたりすることで、冠水による車両のスタック等による渋滞を未然に防ぐとともに、鉄道車両等の浸水被害を軽減するため、河川管理者、沿川自治体に加え、道路管理者、交通事業者等と連携したタイムラインの拡充（平成32年度）及びタイムラインの時系列に基づく、より実践的な総合防災訓練等の実施。

- ・ 社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するため排水作業準備計画（平成31年度）に基づく排水訓練の実施。

協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第4条に基づき作成したものである。
(※この協議会で対象とする高津川水系とは、一級水系高津川のうち、高津川、高津川派川、匹見川、白上川の直轄管理区間を示す。)

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
益田市	市長
島根県	防災部長
〃	土木部長
気象庁	松江地方気象台長
国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長

3. 高津川流域の概要と主な課題

(1) 高津川流域の概要と氾濫特性

高津川流域の氾濫域は、下流域の低平地に島根県石西地域の中心都市である益田市が形成され、この地域における社会・経済・文化の基盤を成している。

その地域には、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅、主要な道路といった重要な公共施設が多数存在しているため、一度氾濫が起きればその被害額、被害人口は甚大で社会経済に与える影響は計り知れない。

高津川の堤防については、現在概成しており、一定の治水安全度は確保されているが、流域面積が高津川流域の約30%を占める最大の支川である匹見川が下流域で合流し洪水のピークが重なりやすいため、急激な水位上昇が発生するという特徴をもっており、水防体制をとるまでの時間が限られることが想定される。

さらに、高津川下流右岸部の低平地に位置する益田市街地は益田川が近接しており、高津川の氾濫のみならず益田川の氾濫も考慮する必要がある。

また、急激な水位上昇が発生する匹見川から河口までの間の平野部で、広範囲にわたり家屋倒壊等氾濫想定区域となっているという特徴がある。

(2) 過去の洪水による被害状況

○昭和18年9月洪水

高津川流域において既往第2位の流量を観測した洪水であり、死者108名、家屋全半壊2,590戸、浸水家屋523戸の被害が発生した。昭和初期に改修した堤防の大半が決壊したため各所で甚大な被害が生じ、市民生活や地域経済活動に甚大な影響を与えた。

○昭和47年7月洪水

高津川流域において既往最大流量を観測した洪水であり、家屋全半壊64戸、浸水家屋1,983戸の被害が発生した。飯田地区を中心に堤防決壊などの被害が続出した。また、高津川派川、白上川、匹見川も大きな被害が生じ、市民生活や地域経済活動に甚大な影響を与えた。

○平成9年7月洪水

昭和47年7月洪水に次いで大きな被害をもたらした戦後第2位（既往第3位）の流量を観測した洪水であり、家屋半壊2戸、浸水家屋20戸の被害

が生じた。堤防が概成しているため被害は少なかったが、奥田地区において主要な道路である国道9号が冠水するまで数 cm に迫るなど大きな出水であった。また、支川匹見川においては、護岸が損傷するなどの被害が生じている。

内水被害も多く発生しており、近年、平成21年7月、平成22年7月の出水時にも内水による浸水被害が発生し、その際には排水ポンプ車による排水作業を実施している。

(3) 高津川の現状と課題

大正8年7月の大洪水を契機に改修工事を始め、昭和15年に匹見川合流点から河口までの改修が竣工した。しかし、昭和18年9月の未曾有の大洪水により堤防の大半が決壊したため、その被災に伴う災害復旧を行い、その昭和18年9月洪水を考慮した計画による河床掘削、築堤及び護岸整備等の実施によって、洪水に対する安全度の向上を目指し治水事業を展開してきた。現在は、堤防が概成しているため、河床掘削等のハード対策を推進している。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- 高津川の堤防は概成していること、また近年大きな出水が少ないことにより、地域が洪水に対する安心感を持ってしまうことが問題である。現状は流下能力が不足している箇所があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。
- 高津川は、現在、堤防が概成しており、一定の治水安全度は確保されているが、流域面積が高津川流域の約30%を占める最大の支川である匹見川が下流域で合流し洪水のピークが重なりやすいため、急激な水位上昇が発生するという河川特性をもっている。そのため、水防体制をとるまでの時間が限られることが想定されるといった水害リスクがあるが、その水害リスクが住民には十分に認知されていないため、洪水浸水想定区域や浸水深、浸水継続時間など、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、高津川の河川特性を踏まえた効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 益田市街地の低平地や派川合流部では、広範囲にわたり浸水が発生することが懸念される。浸水した場合には、住民生活への影響が甚大となるため、浸水を一日も早く解消するために、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

○高津川下流右岸部の低平地に位置する益田市街地は益田川が近接しており、高津川の氾濫のみならず益田川の氾濫も踏まえた対応が必要である。

以上の課題を踏まえ、高津川流域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況

高津川流域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(別紙－1 参照)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：● (以下同様)

項目	現状と課題	
想定される浸水リスクの周知	○ 高津川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を浜田河川国道事務所のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 堤防決壊、越水等重大災害発生の恐れがある場合には、浜田河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をすることとしている。 ● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	B
避難勧告等の発令基準	○ 発令等に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令等を行うこととしている。	
	● 最大の支川匹見川と下流域で合流するため、急激な水位上昇が発生し、下流域の低平地に形成されている市街地が浸水するため、避難勧告等を発令するタイミングや発令範囲の特定が難しい。	C
	● 自治体が発令する避難勧告等の判断材料として水位予測が重要となる。 また、今後プッシュ型の洪水予報エリアメールを実施予定のため、水位予測の精度をあげる必要がある。	D

項目	現状と課題	
避難場所、避難経路	○ 避難所や被害危険地を明示した防災マップを作成し、広報誌、PR紙にて周知している。	
	● 避難経路を指定していないため、いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。	E
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図の浸水深や、家屋倒壊等氾濫想定区域等の防災情報が住民や企業には十分認知されていない。	F
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成および周知が必要となるが、氾濫範囲が広大となり避難所の設定が困難となる。	G
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 基本的には、防災行政無線、緊急防災放送装置、広報車、ホームページ、携帯メール等の発信が主として利用されている。	
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	H
	● 安全安心メールへの登録が、十分に住民に普及していない。	I
	● 災害情報について、外国人を対象とした多言語化への対応がされていない。	J
避難誘導體制	○ 消防団員と兼務する水防団員、自治会、自主防災組織が連携して避難誘導を実施している。	
	● 夜間、荒天時の安全な避難を可能とする体制が不十分である。	K
	● 消防団員が水防団員を兼務しているため、避難誘導に必要な人員の確保が困難である。	L

②水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、島根県に通知しており、県は水防管理者に通知している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コード等を、水防連絡会等で周知しているが、十分に団員が認識しているのか疑問である。 また、水防警報の伝達メールについて、十分に団員へ普及していない。	M
河川の巡視区間	○ 防災無線等により水防団へ情報提供を行い、巡視を行っている。	
	● 重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所が多く、短時間で巡視を完了することが難しい。	N
	● 消防団員が水防団員を兼務しており、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、量的にも質的にも増加している作業を的確にできないことが懸念される。また、平日は仕事をされているため、平日昼間の人員確保が難しい。	O
水防資機材の整備状況	○ 各自治体で水防計画により庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○ 浜田河川国道事務所において、根固ブロックや袋詰め玉石、大型土のう等を防災ステーション、水防倉庫等所定の場所に備蓄している。	
	○ 防災拠点として防災ステーションを整備済である。	
	● 各自治体の保有状況の確認、備蓄資機材情報の共有や非常時における広域的な相互支援のルールが確立されていない。	P
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○ 代替施設の検討や非常電源の確保を各自治体で検討している。	
	● 各自治体において、業務継続計画の策定がなされていない。	Q

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 操作要領等により操作を実施している。	
	● 樋門等の修繕に対しての予算対応が難しい。	R
	● 排水施設、排水作業状況等の情報が関係機関で共有されていない。	S
	● 樋門操作員の高齢化が進んでいるため、操作員の確保等の対策が必要である。	T

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進	○ 河川整備計画に基づき、高津川改修により流下能力確保のための河床掘削を行っている。	
	● 昭和18年7月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	U

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（平成32年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

急激な水位上昇などの河川特性や氾濫水が広範囲に広がる平野部等の氾濫特性などを踏まえ、発生しうる大規模氾濫時において、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模氾濫 . . . 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫

※逃げ遅れ . . . 立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れた状態

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

- ① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
- ② 氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動
- ③ 浸水を一日も早く解消するための排水対策

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－2参照）

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進			
・ 高津川改修	U	順次実施	中国地整
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
・ 避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上	D, M, N	H31 年度	中国地整
・ 洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	N	H30 年度から 順次実施	中国地整
■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等			
・ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A, C	H28 年度から 検討実施	島根県
・ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し	E, F, G, J	H30 年度	益田市
・ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲の見直し	C, E, F, G	H30 年度	益田市
・ 洪水浸水想定区域内の要配慮者（社会福祉施設等）利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供	J	H29 年度から 順次実施	益田市
・ 夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導體制の検討	K	H30 年度	益田市
・ 高津川の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害（防災）教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施	F, H	H29 年度から 定期的に実施	協議会全体

主な取組項目		目標時期	取組機関
・ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付	A, E, F, G, J	H31 年度	益田市
■ 多様な防災活動を含むタイムラインの作成			
・ 河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの拡充	B	H31 年度	協議会全体
・ 避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合防災訓練の実施	B	H29 年度から定期的に実施	協議会全体
■ 防災教育や防災知識の普及			
・ 高津川において、堤防の越水時や決壊時における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成・公開	A, B, F	H29 年度	中国地整
・ 「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知	H, I, M, S	H28 年度から定期的に実施中	中国地整
・ 小中学校などと連携した高津川水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の普及・充実	H	H29 年度から順次実施	協議会全体
・ 住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災教育の実施	B, H, I, M	H29 年度から定期的に実施	協議会全体
・ スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信	I, M	H29 年度	中国地整

② 氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動

主な取組項目		目標時期	取組機関
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
・ 避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上（再掲）	D, M, N	H31 年度	中国地整
・ 洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備（再掲）	N	H30 年度から順次実施	中国地整
・ 樋門の無動力化の推進	R	H30 年度から順次実施	中国地整

主な取組項目		目標時期	取組機関
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化			
・ 消防団員と兼務する水防団員への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	L, N	H28年度から定期的に実施中	益田市
・ 高津川の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施	H, M	H28年度から定期的に実施中	益田市・中国地整
・ 水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練と合わせて、水防専門家を講師とした講習会を実施	O	H29年度から定期的に実施	協議会全体
・ 備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における広域的な相互支援方法の確認	P	H28年度から定期的に実施中	益田市・島根県 中国地整
・ 市庁舎の水害時における対応について、業務継続計画を策定	Q	H28年度	益田市
・ 樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施	T	H28年度から定期的に実施中	益田市 中国地整

③浸水を一日も早く解消するための排水対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
■ 排水活動に資する基盤等の整備			
・ 高津川改修（再掲）	U	順次実施	中国地整
・ 樋門等の修繕計画を作成し、計画的に予算を確保し修繕を実施	R	H29年度から順次実施	益田市
・ 樋門の無動力化の推進（再掲）	R	H30年度から順次実施	中国地整
■ 排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施			
・ 排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）の作成	S	H31年度	益田市・島根県 中国地整
・ 排水計画に基づく排水訓練の実施	S	H32年度から定期的に実施	益田市・島根県 中国地整

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に実施することとする。

今後、毎年出水期前に協議会を開催し、各取組に対する進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

緊急行動計画についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有
各自治体でそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等

別紙-1

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	益田市	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
想定される浸水リスクの周知		【現状】 ・益田川において、計画規模降雨における浸水想定区域図を島根県ホームページ等で公表している。		【現状】 ・高津川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を浜田河川国道事務所のホームページ等で公表している。	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	A
		【課題】 ・益田川の想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図について検討中。 ・H28年度から検討実施		【課題】 ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。		
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング				【現状】 ・河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。 ・決壊、越水等重大災害発生のある場合には、浜田河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をすることとしている。	●洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	B
				【課題】 ・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。		
避難勧告等の発令基準	【現状】 ・高津川では、高角、横田、神田地点、益田川では染羽地点での水位基準及びこの水位基準に達した前後の雨量の状況を包含して避難勧告基準を定める。 ・避難の勧告・指示については、この避難勧告基準、河川巡視等による状況を踏まえて総合的判断により行うものとする。				●最大の支川匹見川と下流域で合流するため、急激な水位上昇が発生し、下流域の低平地に形成されている市街地が浸水するため、避難勧告等を発令するタイミングや発令範囲の特定が難しい。 ●自治体が発令する避難勧告等の判断材料として水位予測が重要となる。 また、今後ブッシュ型の洪水予報エリアメールを実施予定ため、水位予測の精度を上げる必要がある	C D
	【課題】 ・浸水範囲が広いこと、避難勧告等を発表するタイミングや発表範囲の特定が難しい。					
避難場所、避難経路	【現状】 ・避難所や被害危険地を明示した防災マップを作成し、市広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施する。			【現状】 ・高津川における、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を浜田河川国道事務所のホームページ等で公表している。	●避難経路を指定していないため、いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。 ●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図の浸水深や、家屋倒壊等氾濫想定区域等の防災情報が住民や企業には十分認知されていない。 ●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成および周知が必要となるが、氾濫範囲が広大となり避難所の設定が困難となる。	E F G
	【課題】 ・避難場所については、想定最大規模降雨における浸水想定区域図に対する見直しが必要である。 ・避難経路については、災害の状況により異なるため、特定することができない。					

項目	益田市	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長は避難の勧告、指示は迅速で確実に次の最も適当な方法により関係住民に対してその旨を伝達するものとする。 防災行政無線、緊急防災放送装置、携帯メール（エリアメール、安全安心メール）、ホームページ、F ネット、広報車、ラジオ、テレビ、CATV へ広報依頼。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送にて、水位・雨量等の防災情報を提供等 総合防災情報システムにより、ホームページ（しまね防災情報）を通じて提供 同システムから、登録を行った県民に、電子メールの配信により、気象情報や防災情報を提供 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報等を自治体や報道機関を通じて住民等に伝達 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送にて、水位・雨量等の防災情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。 ●安全安心メールへの登録が、十分に住民に普及していない。 ●災害情報について、外国人を対象とした多言語化への対応がされていない。 	H I J
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が行政に頼るのではなく、自ら災害情報を入手し、行動を起こしていくよう意識を啓発する必要がある。 災害情報について多言語化への対応が必要である。 					
避難誘導体制	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難誘導を必要とする場合には、消防団や自治会、自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。 				<ul style="list-style-type: none"> ●夜間、荒天時の安全な避難を可能とする体制が不十分である。 ●消防団員が水防団員を兼務しているため、避難誘導に必要な人員の確保が困難である。 	K L
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団が水防団を兼ねているので、河川の監視等にも当たるため、避難誘導への人員確保が難しいのではないかと懸念される。 					

②水防に関する事項

項目	益田市	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
河川水位等に係る情報提供	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川において、別に定める発表基準により、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合は直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならない。また必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所も水位の動向に即して「水防警報」を発した場合、県は水防管理者に通知している。 		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、島根県に通知しており、県は水防管理者に通知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コード等を、水防連絡会等で周知しているが、十分に団員が認識しているのか疑問である。 また、水防警報の伝達メールについて、十分に団員へ普及していない。 	M
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防団員が水位観測所の水位情報を、インターネットやテレビのデータ放送等で提供されていることを周知していない。情報が活かされていない。 国・県が通知する「水防警報」を、水防団員へはメール送信、幹部へは電話で伝達しているが、団員のメール登録率が 67% と低調である。団員への情報伝達に、防災無線の個別受信機を活用することも検討課題である。 					
河川の巡視区間	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防区域は、高津川は神田町から河口、白上川は有田町から内田町、匹見川は猪木谷町から神田町とする。 			<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直轄管理区間において、出張所において巡視を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所が多く、短時間で巡視を完了することが難しい。 ●消防団員が水防団員を兼務しており、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、量的にも質的にも増加している作業を的確にできないことが懸念される。また、平日は仕事をされているため、平日昼間の人員確保が難しい。 	N O
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防団員が、担当する巡視区間内にある危険箇所種別の把握が不十分なまま、巡視警戒が行われている。量的にも質的にも増加している作業を的確にできないことが懸念される。また、平日は仕事をされているため、平日昼間の人員確保が難しい。 					

項目	益田市	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
水防資機材の整備状況	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防用設備資材及び器具は、常時水防倉庫に備蓄しておくものとする。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県水防計画による 		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根固ブロックや袋詰め玉石、大型土のう等を防災ステーションや水防倉庫等所定の場所に備蓄している。 防災拠点として、防災ステーションを整備済である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各自治体の保有状況の確認、備蓄資機材情報の共有や非常時における広域的な相互支援のルールが確立されていない。 	P
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 団員が活動する際の安全を確保するための、救命胴衣や安全ベルトが不足している。 備蓄している年数の長い資器材の安全確認が必要。 備蓄資機材情報の共有や非常時における広域的な相互支援のルールが確立されていない。 					
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画規模降雨における浸水想定区域図によれば、市庁舎は浸水深1m未満、災害拠点病院である益田赤十字病院は浸水する想定になっていない。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 益田県土整備事務所は、非常用電源は1階にあるが、基礎を高くし、浸水しないよう配慮済みである。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高津川の洪水浸水想定区域内に庁舎はない。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高津川の洪水浸水想定区域内に庁舎はない。(出張所は洪水浸水想定区域に位置するが、市町への情報提供等の防災対応は事務所で実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ●各自治体において、水害時の対応を含めた業務継続計画の策定がなされていない。 	Q
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市庁舎については、「市業務継続計画」を現在策定中であり、その中で対応策を検討する。 益田赤十字病院については、1mかさ上げして改築している(海拔6.1m)。 					

③ 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	益田市	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・県の樋門、排水機場には操作要領等が定められているが、益田市の施設については無い。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雲南県土整備事務所に排水ポンプを配備 		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出張所等にポンプ車や照明車を配備済。 	<ul style="list-style-type: none"> ●樋門等の修繕に対しての予算の対応が難しい。 ●排水施設、排水作業状況等の情報が関係機関で共有されていない。 ●樋門操作員の高齢化が進んでいるため、操作員の確保等の対策が必要である。 	R S T
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の樋門施設の老朽化が進んでいるが、大規模な修繕が発生すると予算的に対応できない。 他機関の排水作業状況の把握が出来ていない。 委託している樋門操作員の高齢化が進んでおり、操作員を確保する対策や取組みが必要 					

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	益田市	島根県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進				<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画に基づき、高津川改修を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和18年7月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。 	U
				<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和18年7月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。 		

具体的な取組の柱	事項	具体的取組	目標時期	実施する機関		
				益田市	島根県	国
①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組						
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進						
		・高津川改修	U	順次実施		中国地整
■避難行動・水防活動に資する基盤等の整備						
		・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上	D, M, N	H31年度		中国地整
		・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	N	H30年度から順次実施		中国地整
■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等						
		・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A, C	H28年度から検討実施	○	・H28.5.30公表済
		・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し	E, F, G, J	H30年度	○	
		・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲の見直し	C, E, F, G	H30年度	○	
		・洪水浸水想定区域内の要配慮者（社会福祉施設等）利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供	J	H29年度から順次実施	○	
		・夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導體制の検討	K	H30年度	○	
		・高津川の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害（防災）教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施	F, H	H29年度から定期的実施	○	気象台 中国地整
		・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付	A, E, F, G, J	H31年度	○	
■多様な防災行動を含むタイムラインの作成						
		・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの拡充	B	H32年度	○	気象台 中国地整
		・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合防災訓練の実施	B	H29年度から定期的実施	○	気象台 中国地整
■防災教育や防災知識の普及						
		・高津川において、堤防の越水時や決壊時における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成・公開	A, B, F	H29年度		中国地整
		・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知	H, I, M, S	H28年度から定期的実施中		中国地整
		・小中学校などと連携した高津川水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の普及・充実	H	H29年度から順次実施	○	気象台 中国地整
		・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災教育の実施	B, H, I, M	H29年度から定期的実施	○	気象台 中国地整
		・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信	I, M	H29年度		中国地整

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関		
事項	益田市		島根県	国	
具体的取組					
② 氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動					
■ 避難行動・水防活動に資する基盤等の整備					
	・ 避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上(再掲)	D, M, N	H31 年度		中国地整
	・ 洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備(再掲)	N	H30 年度から順次実施		中国地整
	・ 樋門の無動力化の推進	R	H30 年度から順次実施		中国地整
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化					
	・ 消防団員と兼務する水防団員への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	L, N	H28 年度から定期的に実施中	○	
	・ 高津川の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施	H, M	H28 年度から定期的に実施中	○	中国地整
	・ 水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練と合わせて、水防専門家を講師とした講習会を実施	O	H29 年度から定期的に実施	○	気象台 中国地整
	・ 備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における広域的な相互支援方法の確認	P	H28 年度から定期的に実施中	○	中国地整
	・ 市庁舎の水害時における対応について、業務継続計画を策定	Q	H28 年度	○	
	・ 樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施	T	H28 年度から定期的に実施中	○	中国地整
③ 浸水を一日も早く解消するための排水対策					
■ 排水活動に資する基盤等の整備					
	・ 高津川改修(再掲)	U	順次実施		中国地整
	・ 樋門等の修繕計画を作成し、計画的に予算を確保し修繕を実施	R	H29 年度から順次実施	○	
	・ 樋門の無動力化の推進(再掲)	R	H30 年度から順次実施		中国地整
■ 排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施					
	・ 排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水作業準備計画(案)の作成	S	H31 年度	○	中国地整
	・ 排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	S	H32 年度から定期的に実施	○	中国地整

○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱		実施する機関			
事項	具体的取組	益田市	島根県	気象台	中国地整
① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組					
■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進					
	・高津川改修	U			・高津川改修 (順次実施)
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備					
	・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上	D, M, N			・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上 (H31年度)
	・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	N			・簡易水位計等の設置 (H30年度から順次実施)
■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等					
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A, C		・県管理河川の洪水浸水想定区域図等を公表 (H28年度から検討実施)	・H28.5.30公表済
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し	E, F, G, J	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づき、避難計画の見直しを行う。 (県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より検討実施:H30年度予定)		
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲の見直し	C, E, F, G	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づき、必要があれば避難勧告等を発令する範囲の見直しを行う。 (県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より検討実施:H30年度予定)		
	・洪水浸水想定区域内の要配慮者(社会福祉施設等)利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供	J	・洪水浸水想定区域内の要配慮者(社会福祉施設等)利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供 (H29年度からモデル施設で実施し、順次実施)		
	・夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討	K	・夜間、荒天時において、住民が安全に避難できるよう避難判断基準や避難誘導体制の検討を行う。 (H30年度)		
	・高津川の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害(防災)教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施	F, H	・高津川の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害(防災)教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施 (H29年度から定期的に実施)	同左	同左
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付	A, E, F, G, J	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付 (県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より検討実施:H31年度予定)		
■ 多様な防災行動を含むタイムラインの作成					
	・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの拡充	B	・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの策定 (H32年度)	同左	同左
	・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合防災訓練の実施	B	・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合防災訓練の実施 (H29年度から定期的に実施)	同左	同左

○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱		実施する機関			
事項		益田市	島根県	気象台	中国地整
具体的取組					
■防災教育や防災知識の普及					
・高津川において、堤防の越水時や決壊時における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成・公開	A, B, F				・高津川において、堤防の越水時や決壊時における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成・公開 (H29年度)
・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知	H, I, M, S				・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知 (H28年度から定期的に実施中)
・小中学校などと連携した高津川水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の普及・充実	H		同左	同左	同左
・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災教育の実施	B, H, I, M		同左	同左	同左
・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信	I, M				・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信 (H29年度)
②氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動					
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備					
・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上(再掲)	D, M, N				・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上 (H31年度)
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備(再掲)	N				・簡易水位計等の設置 (H30年度から順次実施)
・樋門の無動力化の推進	R				・樋門の無動力化の推進 (H30年度から順次実施)
■水防活動の効率化及び水防体制の強化					
・消防団員と兼務する水防団員への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	L, N	・消防団員と兼務する水防団員への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 (H28年度から定期的に実施中)			
・高津川の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施	H, M	・高津川の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施 (H28年度から定期的に実施中)			・高津川の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施 (H28年度から定期的に実施中)
・水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて、水防専門家を講師とした講習会を実施	O	・水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて、水防専門家を講師とした講習会を実施 (H29年度から定期的に実施)	同左	同左	同左
・備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における広域的な相互支援方法の確認	P	・備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における広域的な相互支援方法の確認 (H28年度から定期的に実施中)	同左		同左
・市庁舎の水害時における対応について、業務継続計画を策定	Q	・市庁舎の水害時における対応について業務継続計画を策定する。 (H28年度)			
・樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施	T	・樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施 (H28年度から定期的に実施中)			・操作訓練への支援。 (H28年度から定期的に実施中)
③浸水を一日も早く解消するための排水対策					
■排水活動に資する基盤等の整備					
・高津川改修(再掲)	U				・高津川改修 (順次実施)
・樋門等の修繕計画を作成し、計画的に予算を確保し修繕を実施	R	・樋門等の修繕に対して修繕計画を作成し、計画的に予算を確保し修繕を実施 (H29年度から順次実施)			
・樋門の無動力化の推進(再掲)	R				・樋門の無動力化の推進 (H30年度から順次実施)
■排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施					
・排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水作業準備計画(案)の作成	S	・排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水作業準備計画(案)の作成 (H31年度)	同左		・排水作業準備計画(案)の作成のための基礎資料の提供 (H31年度)
・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	S	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施 (H32年度から定期的に実施)	同左		・排水作業準備計画に基づく排水支援の訓練への参加 (H32年度から定期的に実施)

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

令和3年1月27日時点

具体的な取組の柱		(上段)予定時期 (下段)実施状況					実施内容・実施予定内容						
事項		H28	H29	H30	R1	R2	江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	国交省
具体的取組													
①住民自らが危機を認識した的確な避難行動を行うための取組													
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進													
・堤防整備等	S	予定	○	○	○	○							江の川改修実施
		実施	●	●									
■避難行動・水防活動に資する基盤等の整備													
☆ H28 ・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	M	予定	○		○								
		実施	●										
・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上	D,M	予定				○							大雨警報・注意報(浸水害)、洪水警報・注意報基準の見直しを今年度実施し、今後も調査を行う。
		実施			●	一部							・洪水危険度分布において、本川の増水に起因する内水氾濫の危険度も確認できるよう、本川流路の周辺にハッチを付けて危険度を表示する改善を行い、令和2年5月28日から運用開始。 ・大雨特別警報から大雨警報へ切り替え後、河川水位上昇や氾濫への警戒を呼び掛ける府県気象情報(洪水予報(臨時))を、河川管理者と共同して令和2年7月4日から発表開始。 ・新たな発表指標(土砂災害における短時間指標)を用いた、大雨特別警報の全国的な運用を令和2年7月30日から開始。 ・大雨警報(浸水害)、洪水警報等の基準について、新たな災害事例を追加した評価・検証による見直しを行い、令和2年8月6日から運用開始。 ・大雨特別警報の発表基準を、警戒レベルとの関連が分かりやすいよう、雨を要因とする基準に一元化し、令和2年8月24日から運用開始。 ・5日先までの高潮の警戒級の可能性について、わかりやすいバーチャートを用いた図形式の気象情報等により、令和2年8月26日から提供開始。 ・24時間以内に台風が発達する見込みの熱帯低気圧の予報を、タイムライン支援のため、これまでの「1日先まで」から「5日先まで」に延長し、令和2年9月9日から運用開始。 ・気象庁ホームページの台風情報を、14か国語で9月16日から提供開始。
■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等													
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A	予定	○	○	○								H30完
		実施	●	●									
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し	E,F,G,L	予定			○	○		R2当初計画	区域を記載した防災マップを元に、地域ごとの避難計画を策定する	未定	未定	新たな地域緊急避難場所の選定を実施	
		実施	●	●	一部	一部			一部地域で避難計画を見直し	未実施	浸水想定区域にある指定避難所の見直し	新たな地域緊急避難場所を選定中	
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲の見直し	C,E,F,G	予定			○	○		R2当初計画	避難勧告等の発令範囲の区域設定を検討する	見直しを検討する	町内全域の見直しを検討	対象地域に漏れの無い運用を実施	
		実施	●	●	一部	一部			一部地域で見直し	未実施	区域については従前のとおりとするが、個別地域を付加して周知を行う	対象地域に漏れが無い運用を図った	
・洪水浸水想定区域内の要配慮者(社会福祉施設等)利用施設の管理者が策定する避難計画作成等		予定			○			R2当初計画	要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成支援や定住外国人に対する研修会を行う	要配慮者施設の避難計画作成に向けて支援、協議を行っていく	要配慮者利用施設の避難計画策定の支援を行う	(土砂災害警戒区域内)の要配慮者利用施設の避難計画について継続して協議を実施予定	R1実施済み

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

令和3年1月27日時点

具体的な取組の柱		(上段)予定時期 (下段)実施状況					実施内容・実施予定内容													
							事項		H28	H29	H30	R1	R2	江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	国交省
							具体的取組													
	の支援や定住外国人、観光客等を対象とした避難情報の提供	実施		● 一部					要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成支援を実施	避難確保計画全施設作成済み	未策定の事業所について相談と指導を実施	(土砂災害警戒区域内)の要配慮者利用施設の避難確保計画について協議をしたが、未策定の施設もあるため今後も継続して支			R1実施済み					

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

令和3年1月27日時点

具体的な取組の柱		(上段)予定時期 (下段)実施状況					実施内容・実施予定内容								
事項							江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	气象台	国交省		
具体的取組		H28	H29	H30	R1	R2									
☆ H28	・夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討	予定		○	○		R2 当初計画	発令基準の作成・周知を行う	見直しを検討する	見直しを検討する	各地区自主防災組織と避難誘導体制の協議を実施				
		実施	● 一部	● 一部				未実施	未実施		1自治会に出前講座及び、協議を実施し、地域に根ざした避難誘導体制の構築を図った				
	・江の川(下流)の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害(防災)教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施	予定		○	○	○	R2 当初計画	商工会議所と実施に向けた協議を行う	商工会等と協議する	商工会等と連携する	商工会事務局と協議予定	協議会の一員として開催に協力する	講習会への参加	企業向け水害(防災)教育の実施	
	実施		● 一部				未実施	未実施		未実施	未実施	未実施(講習会及び訓練参加の依頼がなかった)	ゆめタウン江津で実施		
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付	予定	○	○	○	○	R2 当初計画	H31年度作成・配布	R2年度配布予定	H30.6月全戸配布	土砂災害特別警戒区域の指定を踏まえ作成予定(H32年度以降)				
	実施	● 一部	● 一部				R2年度中に作成・配布予定	R2.9配布			今年度指定完了予定のため、来年度(R3年度)に作成・配布を実施				
■多様な防災活動を含むタイムラインの作成															
B	・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの拡充	予定			○	○	○	R2 当初計画	関係機関とタイムライン拡充を検討する	関係機関とタイムラインの拡充を検討する。	R1年度中において研修会を開催・今後も沿川地域において研修会を計画する	未定	協議会の一員として拡充に協力する	水害タイムラインの確認・調整。水害対応タイムラインにおいて防災気象情報を有効に活用する観点から助言を行う。	多機関連携型タイムラインの運用及び検証・見直し
		実施	● 一部						関係機関と連携したタイムラインを作成	減災協議会内で実施	住民向けの研修会は実施できなかった(感染症)	R2.7月豪雨を受け、多機関連携型タイムラインの運用及び検証・見直し	協議会の一員として拡充に協力	江の川下流タイムラインにおいて、拡充された洪水予報等、新たな防災気象情報の追加を助言した	多機関連携型タイムラインの運用及び検証・見直しを行った。
B	・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合防災訓練等の実施	予定		○	○	○	R2 当初計画	タイムラインを活用した訓練の実施を検討する	自主防災組織を対象とした避難訓練を実施予定	ハザードマップにタイムラインを記載するなど、住民周知と防災訓練等での活用	各自治会で避難訓練を実施予定	協議会の一員として開催に協力する	各市町の防災訓練シナリオへの助言	風水害対策訓練で実施	
		実施		● 一部					未実施	6/15情報伝達訓練実施	訓練は実施できなかった(感染症の影響)	4カ所で防災出前講座を実施	情報伝達訓練の実施(5.12)	未実施(各市町村からの依頼がなかった)	風水害対策訓練で実施
■防災教育や防災知識の普及															
A,B,F	・江の川(下流)本川において、堤防の越水時や決壊時における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成・公開	予定		○			R2 当初計画								出前講座で実施
		実施		● 一部											他河川の堤防越水状況を出前講座で使用
H,I,S	・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知	予定	○	○	○	○	R2 当初計画								出前講座で実施
		実施	●	●											R2.9.30 江津市立郷田小学校で実施
H	・小中学校などと連携した江の川(下流)水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の普及・充実	予定		○	○	○	R2 当初計画	小中学校と連携し、防災教育の普及を検討する	小学校、中学校、高校での出前講座、自主防災組織向けの防災学習会を実施予定	県等と連携し小中学校での出前講座を実施予定	各地区で防災学習会を実施予定(住民対象)	協議会の一員として防災教育の普及・充実に協力する	出前講座等の実施	出前講座等の実施	
		実施	● 一部	● 一部				出前講座により小中学校と連携し、防災教育を実施	10/15川本小学校	講座等は実施できなかった(感染症の影響あり)	R2.9.1に石見養護学校、石見東小学校にてそれぞれ防災学習会の実施	未実施	未実施(講師派遣の依頼がなかった)	R2.9.30 江津市立郷田小学校で実施	

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

令和3年1月27日時点

具体的な取組の柱		(上段)予定時期 (下段)実施状況					実施内容・実施予定内容							
事項							江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	气象台	国交省	
具体的取組		H28	H29	H30	R1	R2								
☆ H29	・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災教育の実施	予定	○	○	○	○	R2 当初計画	イメージ動画等を活用した住民向け出前講座を実施する	防災訓練などで活用する	防災教育等においてイメージ動画の活用を検討	防災訓練や出前講座などで動画を活用する。	協議会の一員として開催に協力する	出前講座等の実施	出前講座等の実施
		実施	● 一部	● 一部				未実施	未実施	地区防災計画策定支援研修をオンラインで実施(感染症の影響あり)	未実施	自主防災組織リーダー研修(11.28~29) 防災士養成研修(2/13~14開催予定)	未実施(講師派遣の依頼がなかった)	未実施(講師派遣の依頼がなかった)
	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	予定	○	○			R2 当初計画	(配信)	(配信)	(配信)	(配信しない)			—
		実施	●	●				(配信)	(配信)	(配信)	(配信しない)			令和2年7月豪雨で発信

②氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動

■避難行動・水防活動に資する基盤等の整備

☆ H28	・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備(再掲)	M	予定	○	○	○	○	○	R2 当初計画								簡易カメラ整備	
			実施	●														簡易カメラ4箇所整備
	・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上(再掲)	D,M	予定				○		R2 当初計画									簡易カメラ整備
			実施															簡易カメラ4箇所整備
	・樋門の無動力化の推進	T	予定		○	○	○		R2 当初計画									順次整備
			実施															江の川において1箇所実施

■水防活動の効率化及び水防体制の強化

☆ H28 ~	・消防団員と兼任する水防団員への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	L,M,N	予定	○	○	○	○	○	R2 当初計画	消防団により随時実施	消防団により随時実施	消防団により随時実施	消防団各分団により随時実施予定					
			実施	●	●					消防団により随時実施	消防団により随時実施	確認は実施、伝達訓練は未実施	消防団各分団により随時実施済					
☆ H28 H29	・江の川(下流)本川の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼任する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施	H,M,N	予定	○	○	○	○	○	R2 当初計画	実施予定	消防団により随時実施	国交省と共同点検実施予定 消防団により随時実施予	消防団員により随時実施					合同点検を実施
			実施	●	●					未実施	消防団により随時実施	予定のとおり実施	未実施					国土交通省で実施
☆ H28	・水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて、水防専門家を講師とした講習会を実施	N	予定		○	○	○	○	R2 当初計画	未定	各分団の訓練に併せて実施	消防団分団毎の水防訓練	各分団毎の訓練に併せて実施予定	協議会の一員として開催に協力する	講習会への参加			講習会の実施
			実施	● 一部	●					未実施	未実施	水防活動訓練の一環として、内水排除訓練を実施(感染症の影響あり)	未実施	未実施	未実施(講師派遣の依頼がなかった)			未実施

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

令和3年1月27日時点

具体的な取組の柱		事項	(上段)予定時期 (下段)実施状況					実施内容・実施予定内容							
			H28	H29	H30	R1	R2	江津市	川本町	美郷町	邑南町	島根県	気象台	国交省	
															予 定
☆ H28	0	・備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における相互支援方法の確認	○	○	○	○	○	R2 当初計画	水防連絡会にて共有予定	R2年水防計画により共有する	水防計画による	H31年邑南町水防計画を策定し、情報共有を図る	令和2年島根県水防計画策定	/	水防連絡会等にて確認・共有
		・実施	●	●					水防連絡会にて共有予定	R2.7水防計画により共有	共有済み	未実施	令和2年度島根県水防計画策定	/	水防連絡会等にて確認・共有
	P	・市町庁舎の水害時における対応について業務継続計画の策定		○				R2 当初計画	随時見直しを行う	/	/	-	/	/	/
・実施			●					水害に特化したものではないが策定済	/	/	-	/	/	/	
☆ H29	Q	・樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施	○	○	○	○	○	R2 当初計画	樋門操作員研修会を出水期前までに実施予定	樋門等操作員研修会を実施予定	感染症拡大防止のため中止・書面による研修を計画	操作担当職員により6月までに実施予定	協議会の一員として開催に協力する	/	樋門操作員研修会を出水期前までに実施予定
		・実施	● 一部	●					未実施	未実施	実施	R2. 6月に担当職員により実施	未実施	/	操作要領を樋門操作員へ配布した
③浸水を一日も早く解消するための排水対策															
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施															
☆ H30	R	・排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水作業準備計画(案)の作成			○	○		R2 当初計画	排水作業実施計画の作成について検討	未定	排水施設の点検、排水方法の検討を行う 消防団による排水施設定例点検実施 排水ポンプ	未定	協議会の一員として作成に協力する	/	訓練または災害対応後のふりかえり(検証)を通じて、課題を抽出し、排水作業準備計画の見直し
		・実施							未実施	川本排水機場操作訓練を実施	R3出水期前までに作成予定	R2.7豪雨による江の川増水を踏まえ、排水作業手順等の見直しを実施	未実施	/	風水害対策訓練で検証
	R	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施					○	R2 当初計画	上記計画策定後、訓練実施の検討を行う	未定	未定	未定	-	/	出水期を目標に災害対策用機械を用いた排水訓練を実施予定
・実施			● 一部					未実施	未実施	水防活動訓練の一環として、内水排除訓練を実施(感染症の影響あり)	排水作業手順等の見直しに基づき、担当職員による作業手順の確認を実施	/	排水ポンプ車を用いた排水訓練を実施		

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

具体的な取組の柱		(上段)予定時期 (下段)実施状況					実施内容・実施予定内容					
事項		年度	益田市				島根県		気象台		国交省	
具体的取組			H28	H29	H30	R1	R2					
① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組												
■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進												
・高津川改修	U	予定	○	○	○	○	○	R2 当初計画				高津川改修実施
		実施	●	●								
■ 避難行動・水防活動に資する基盤等の整備												
・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上	D,M,N	予定				○		R2 当初計画				大雨警報・注意報(浸水)、洪水警報・注意報基準の継続調査に基づく見直しを実施
		実施	●	●	一部							
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	U	予定			○	○	○	R2 当初計画				整備済み
		実施										
■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等												
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A,C	予定	○	○	○			R2 当初計画		H30完		H28完
		実施	●	●								
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し	E,F,G,L	予定			○	○	○	R2 当初計画		ハザードマップを活用し、地域の避難計画等の修正又は作成を進める		
		実施										
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲の見直し	C,E,F,G	予定			○			R2 当初計画		予定なし		
		実施										
・洪水浸水想定区域内の要配慮者(社会福祉施設等)利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供	J	予定		○	○	○	○	R2 当初計画		継続して避難確保計画策定支援を行う		
		予定		●								
・夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討	K	予定			○	○	○	R2 当初計画		躊躇なく避難勧告等の発令できるよう、発令基準や災害時動員体制を再確認する。		
		実施										

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

令和3年1月27日時点

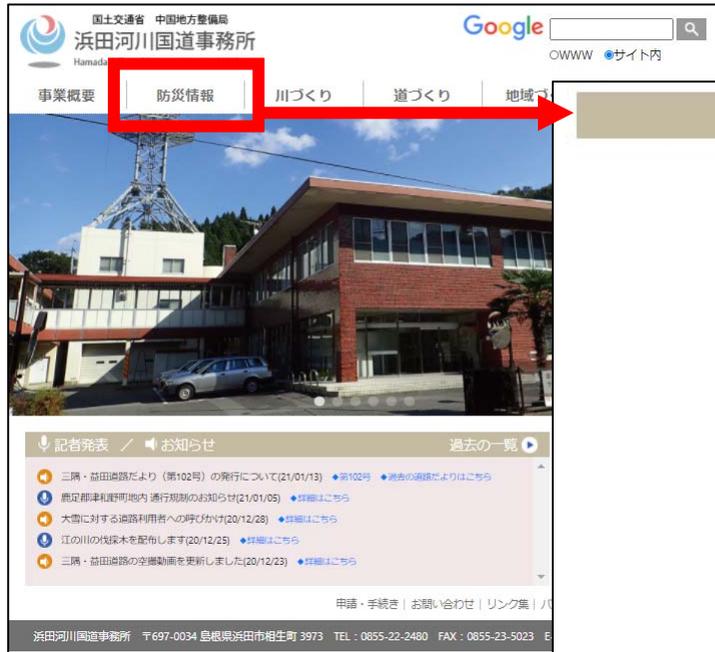
具体的な取組の柱		(上段)予定時期 (下段)実施状況					実施内容・実施予定内容					
事項		年度	益田市		島根県		気象台		国交省			
具体的取組			H28	H29	H30	R1	R2					
③浸水を一日も早く解消するための排水対策												
■排水活動に資する基盤等の整備												
・高津川改修(再掲)	U	予定	○	○	○	○	○	R2 当初計画				高津川改修
		実施	●	●								
・樋門等の修繕計画を作成し、計画的に予算を確保し修繕を実施	R	予定		○	○	○	○	R2 当初計画	修繕実施中			
		実施							南田、内田排水機場の修繕実施中			
・樋門の無動力化の推進(再掲)	U	予定			○	○	○	R2 当初計画				順次整備
		実施										高津川において2箇所実施
■排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施												
・排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水作業準備計画(案)の作成	S	予定			○	○		R2 当初計画	協議会の一員として作成に協力する			訓練または災害対応後のふりかえり(検証)を通じて、課題を抽出し、排水作業準備計画の見直し
		実施							未実施			風水害対策訓練で検証。
・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	S	予定					○	R2 当初計画	—	—		出水期を目的に災害対策用機械を用いた排水訓練を実施予定
		実施							—	—		排水ポンプ車を用いた排水訓練を実施

氾濫発生情報の発表等について

令和3年2月
中国地方整備局 浜田河川国道事務所

1. 水位を確認する方法

防災情報を確認できるwebサイト



現時点では、関係機関の皆様が見ているwebサイトのリンクを浜田河川国道事務所HPに追加する。

防災情報

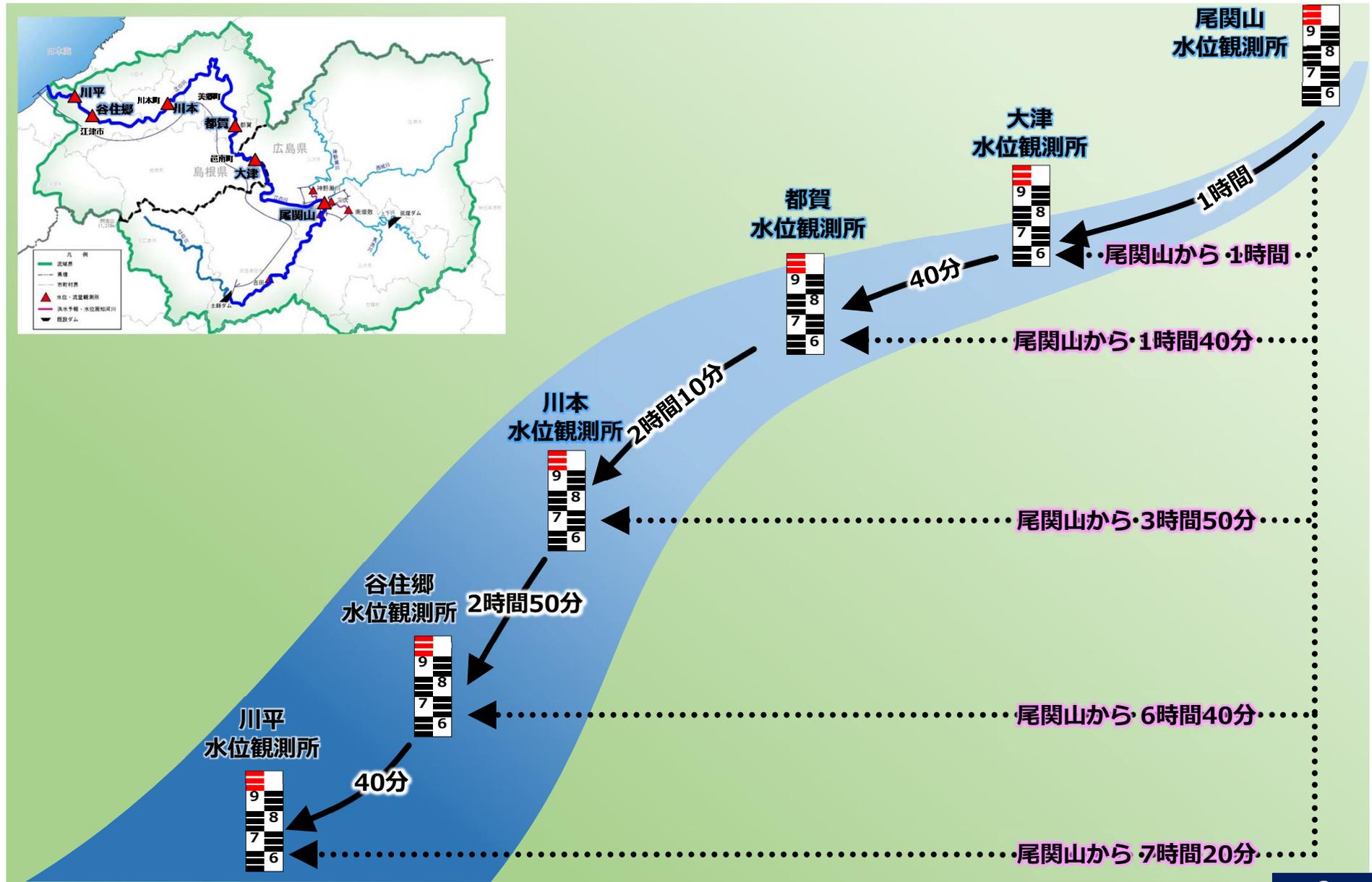
- 総合**
 - 島根県：しまね防災情報
 - 中国地方：整備局防災情報
 - 全国：防災情報提供センター
 - 中国地方整備局：防災報道発表
- 気象**
 - 気象警報・注意報 (中国地方)
 - 雨量リアルタイムレーダー
 - 波浪情報ナウファス
- 河川**
 - 江の川の雨量・水位
 - 高津川の雨量・水位
 - 島根県の雨量・水位情報
 - 全国の雨量・水位情報
 - 江の川・高津川ライブカメラ
 - 洪水時の情報提供充実について
 - 洪水予報
 - 水防警報
- 道路**
 - 工事規制情報 (中国地方)
 - 道路災害情報 (中国地方)
 - 道路災害情報 (全国)
 - 道路交通情報 (全国)
 - 道路ライブカメラ (冬期のみ)
 - 事前通行規制区間情報
 - 道路規制情報 (島根県)
- 公共交通**
 - 鉄道運行状況
 - JR西日本
 - バス運行状況
 - 高速バス：中国ジェイアールバス
 - 路線バス：石見交通
 - 路線バス：防長交通

追加予定のリンク例

- 尾関山水位観測所、土師ダム放流量等の江の川（上流）の情報
- 島根県水防情報システム
- ひろしま道路ナビ（江の川（上流）の道路情報）
- 浜原ダムの放流量（協議中）
- 江津市気象観測装置の情報
- いわみる（石見ケーブルビジョンの監視カメラ）

上流の状況を踏まえた河川水位の予想

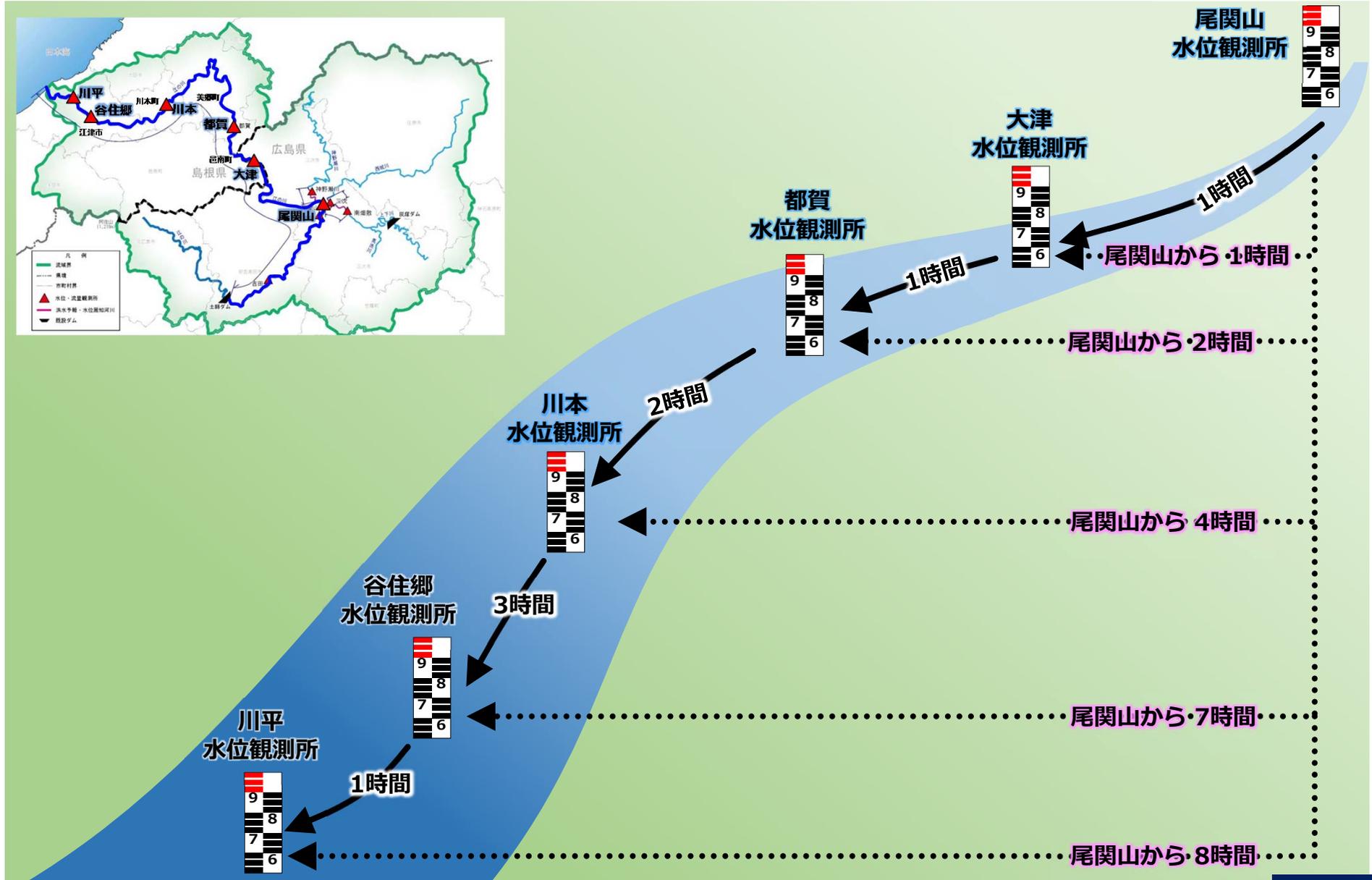
■ 令和2年7月豪雨における尾関山水位観測所から各基準観測所までの到達時間（ピーク時）



※雨の降り方によって到達時間は異なります。

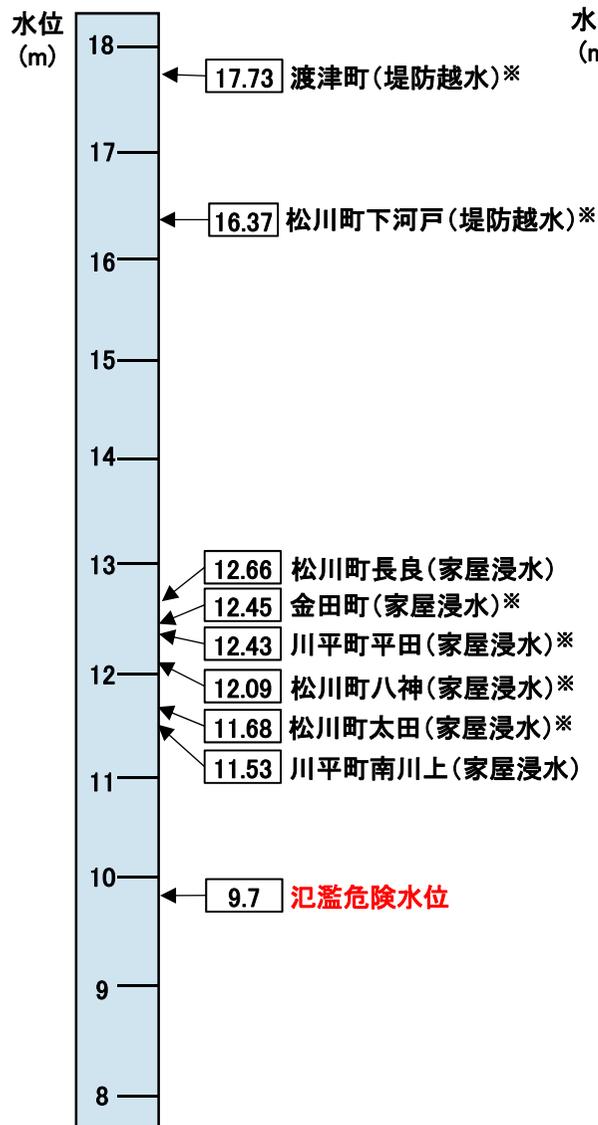
上流の状況を踏まえた河川水位の予想

■平成30年7月豪雨における尾関山水位観測所から各基準観測所までの到達時間（ピーク時）

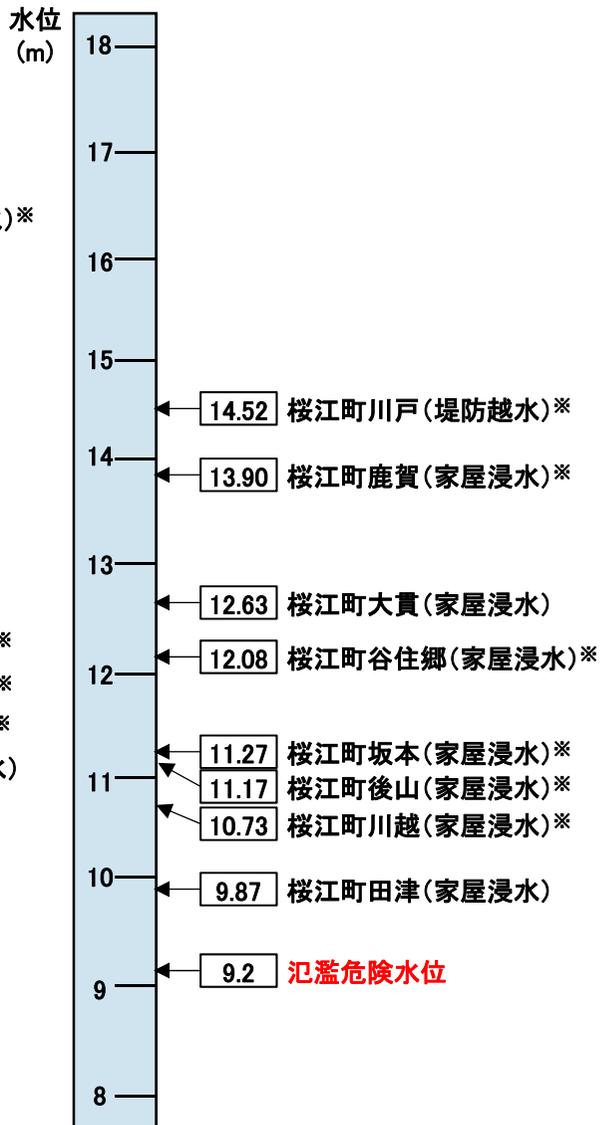


※雨の降り方によって到達時間は異なります。

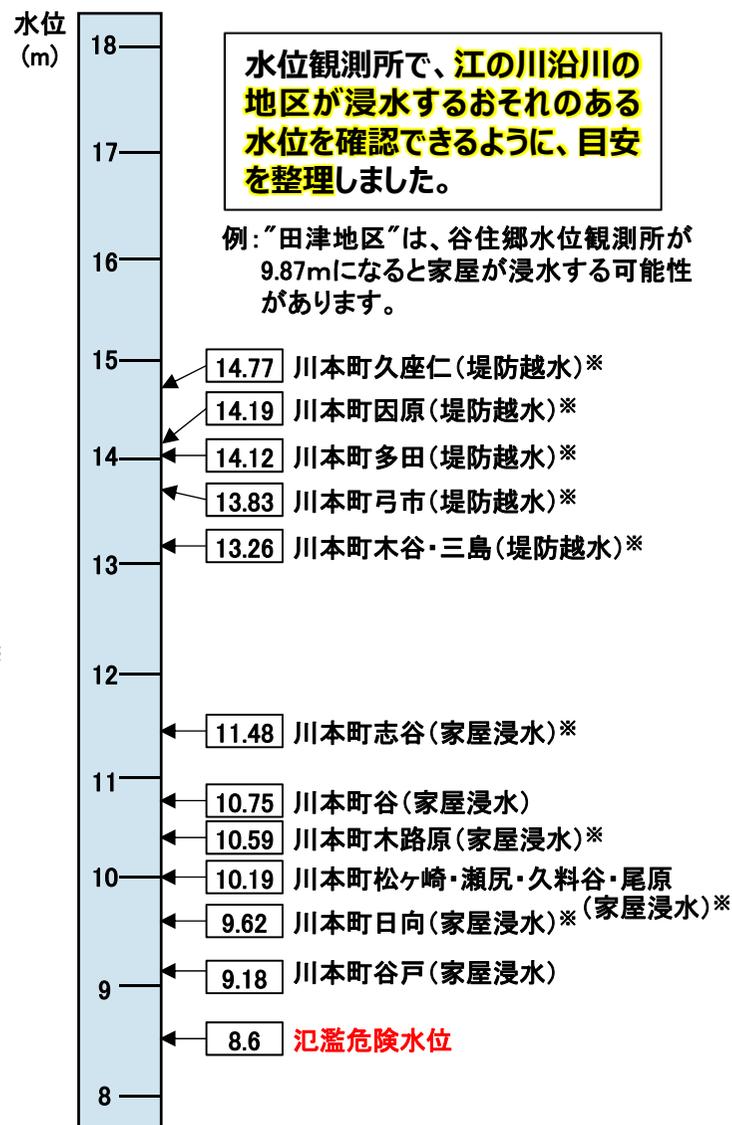
川平水位観測所



谷住郷水位観測所

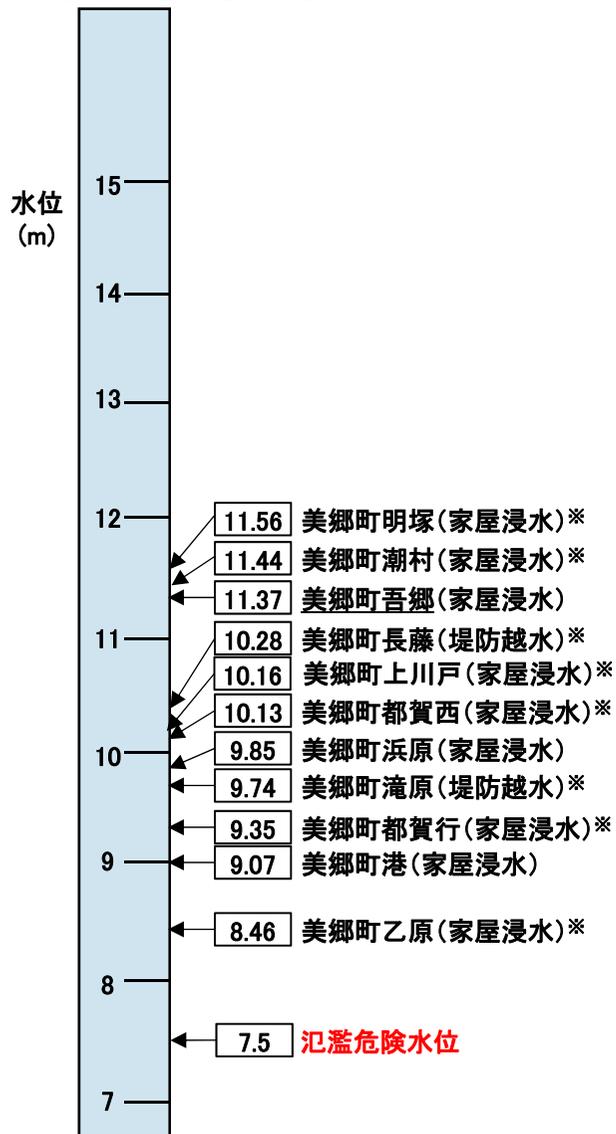


川本水位観測所

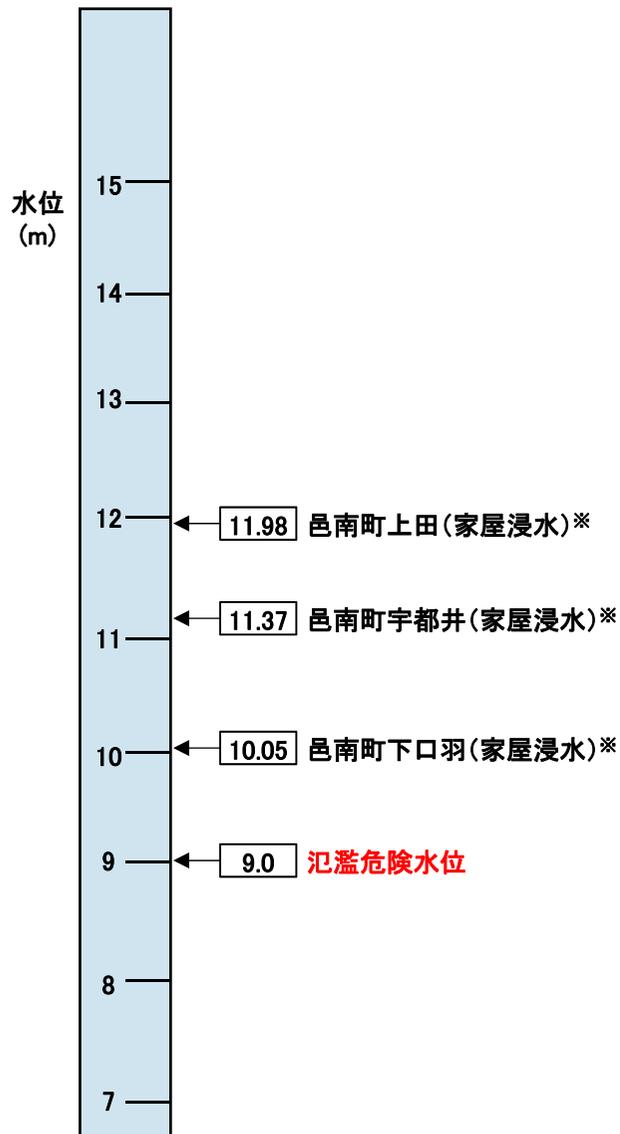


※令和2年7月豪雨で家屋浸水の水位を記録できていない地区については、対象家屋高（国土地理院のLPデータを基に整理）をHQ式にて、換算して算定した数値を氾濫発生目安の水位として整理しているため、実際とは異なる場合があります。あくまで目安として取り扱ってください（“※”がついていない地区は、令和2年7月豪雨において、家屋が浸水したと想定される水位を危機管理型水位計で記録できており、同時刻の基準観測所の水位を氾濫発生目安の水位として整理）。

都賀水位観測所

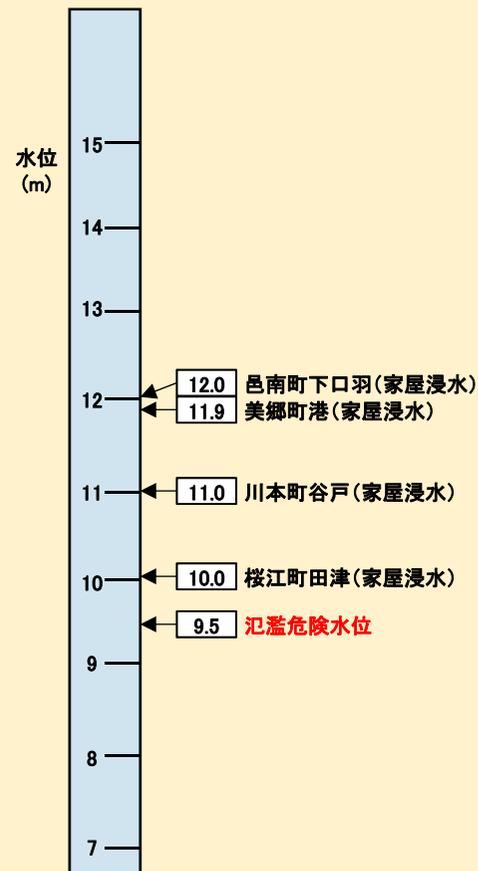


大津水位観測所



上流の尾関山水位観測所で、各地区で家屋浸水が発生する可能性のある水位を整理しました。

尾関山水位観測所



※令和2年7月豪雨で家屋浸水の水位を記録できていない地区については、対象家屋高（国土地理院のLPデータを基に整理）をHQ式にて、換算して算定した数値を氾濫発生目安の水位として整理しているため、実際とは異なる場合があります。あくまで目安として取り扱ってください（“※”がついていない地区は、令和2年7月豪雨において、家屋が浸水したと想定される水位を危機管理型水位計で記録できており、同時刻の基準観測所の水位を氾濫発生目安の水位として整理）。

危機管理型水位計の見方

- これまで浜田河川国道事務所管内では、5箇所の基準観測所により、水位を把握していた。
- 危機管理型水位計は、自宅近傍の水位の上がり方を確認することにより、住民の避難行動に資することを目的として、一昨年47箇所設置している。
- 全国のどこにいても江の川の水位を確認できる。



※説明用に加工しており、実際の“川の水位情報”の画面と異なる部分があります。

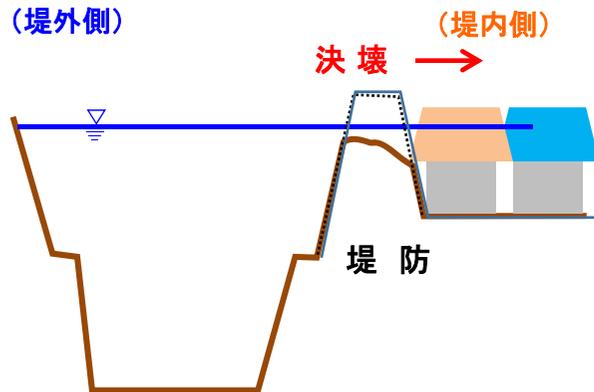
2. 国が発表する氾濫発生情報とは

氾濫の定義

無堤地区における溢水による氾濫発生定義の明確化

- 江の川には堤防のない箇所が多数存在しているため、適切な氾濫発生情報の発表を行えるように、「堤防がない箇所」の氾濫発生情報の定義を明確化した。
- 「氾濫の発生」は、「①堤防の決壊による氾濫」、「②堤防からの越水による氾濫」、「③堤防がない箇所から溢水により氾濫し、家屋が浸水した場合」の状況になった時点で氾濫発生情報を発表する。
- 「③堤防がない箇所から溢水により氾濫し、家屋が浸水した場合」において、氾濫が発生した時点ではなく**家屋の浸水とした理由**
 - 溢水による氾濫は河川水位が比較的低い状況で発生することが多く、その状況を「氾濫の発生」とすると、氾濫発生情報を頻繁に発表することになり、氾濫発生情報が形骸化する恐れがある。
 - そのため、堤防のない箇所での溢水による氾濫は家屋が浸水する状況を「氾濫の発生」として氾濫発生情報を発表することとしている。
 - 家屋は主に住家を対象とする。

①堤防の決壊による氾濫

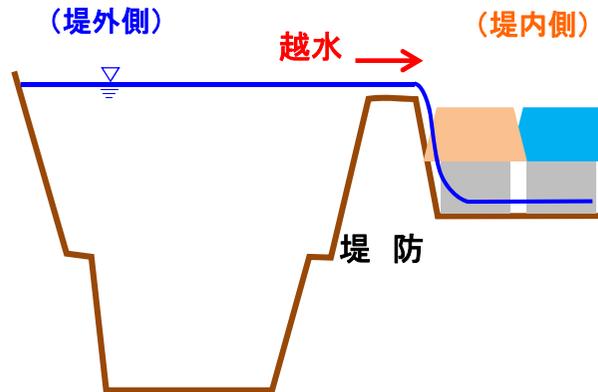


【決壊】

増水した河川の水等が、堤防を削り、堤防が崩壊する状態のこと。

※ 堤防は、河川の水が堤防を越水する前に、水の勢いで削られたり、水が堤防内に浸透して崩れたりして決壊することがある。

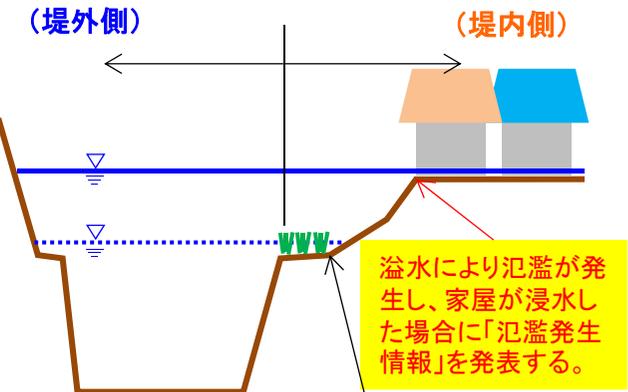
②堤防からの越水による氾濫



【越水】

増水した河川の水が、堤防の高さを越えて溢れ出す状態のこと。

③堤防がない箇所から溢水により氾濫し、家屋が浸水した場合



【溢水】

無堤区間で河川の水が溢れ出す状態のこと。

溢水により氾濫が発生し農地等が浸水した時点では「氾濫発生情報」は発表しない。

【参考資料】：洪水予報

- 河川において堤防の決壊等によって氾濫が発生した場合は、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、国土交通省と気象庁が共同して氾濫発生情報を発表することになっている。
- 令和2年7月豪雨によって、氾濫が発生したことを踏まえ、改めて氾濫発生情報(洪水予報)がどのような状況で発表されるか、防災を担当する関係機関で共有する。

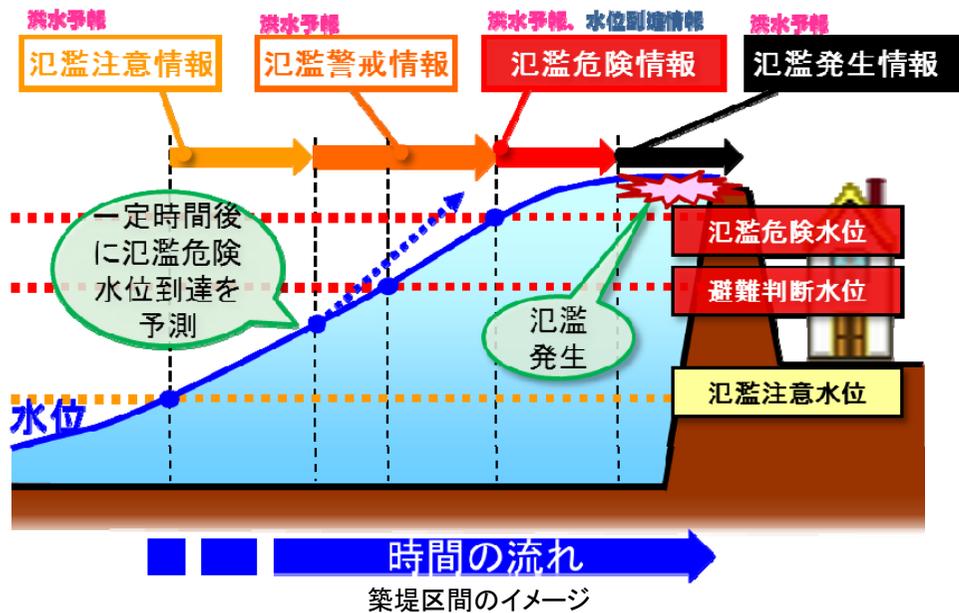
洪水予報とは

洪水予報【気象庁と国土交通省又は県が共同で発表】

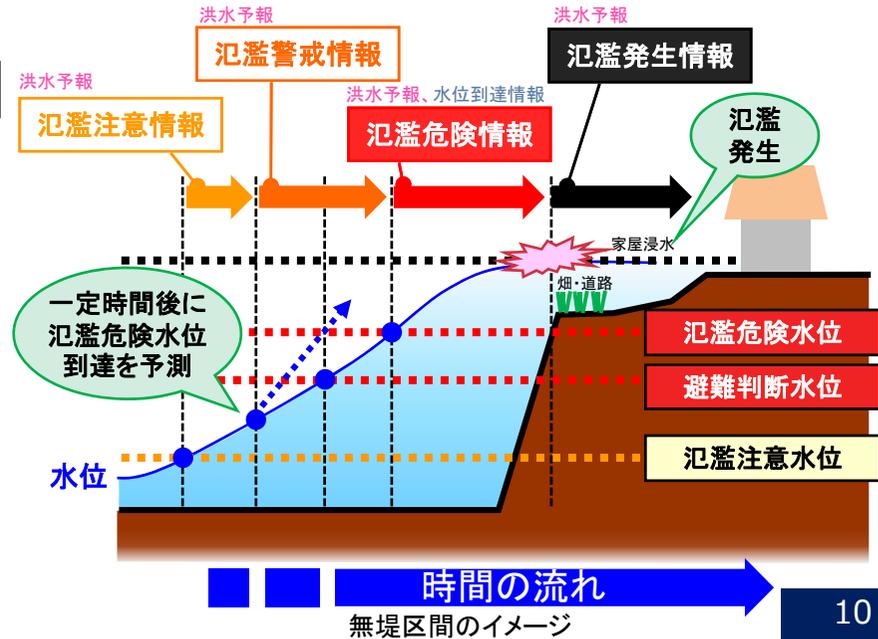
河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、国土交通省または都道府県と気象庁は共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した予報。

洪水予報の標題(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報【警戒レベル5相当】 (洪水警報)	氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める段階
〇〇川氾濫危険情報【警戒レベル4相当】 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
〇〇川氾濫警戒情報【警戒レベル3相当】 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
〇〇川氾濫注意情報【警戒レベル2相当】 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階

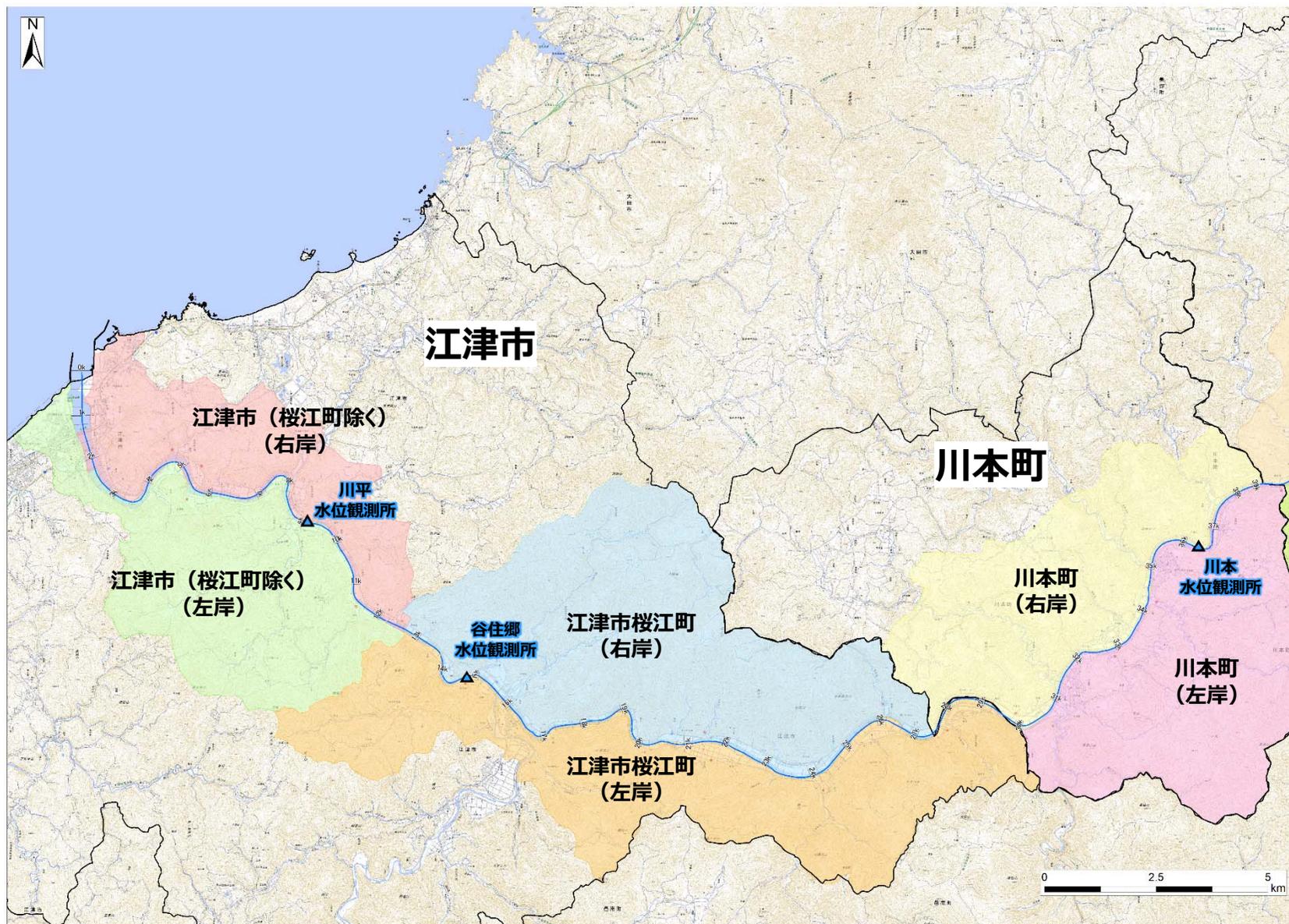
①堤防の決壊による氾濫、②堤防からの越水による氾濫の場合



③堤防がない箇所から溢水により氾濫し、家屋が浸水した場合

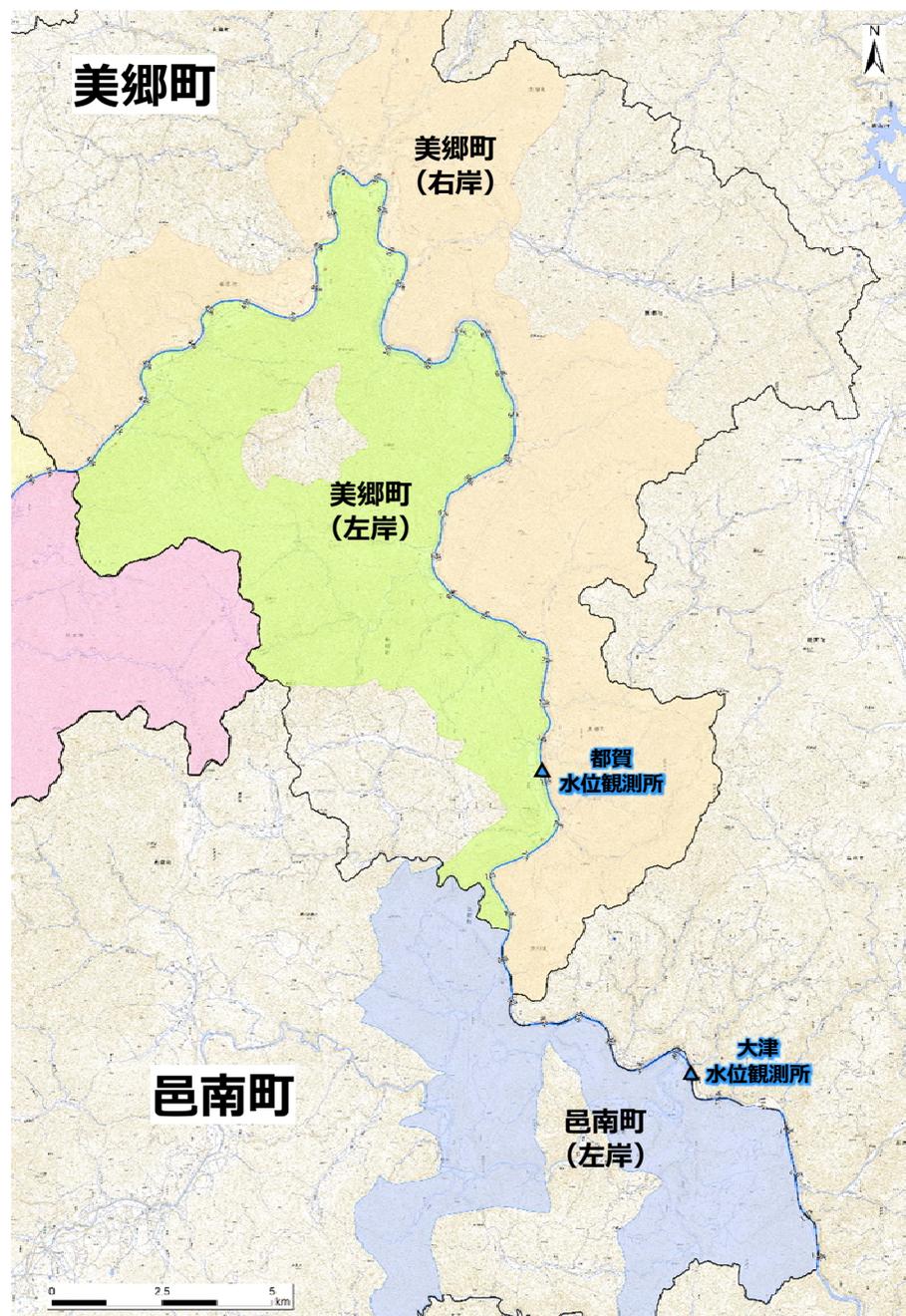


氾濫発生情報の発表地区名



対象観測所 ・江津市 (桜江町除く) ⇒川平水位観測所 ・江津市 (桜江町) ⇒谷住郷水位観測所 ・川本町⇒川本水位観測所

氾濫発生情報の発表地区名



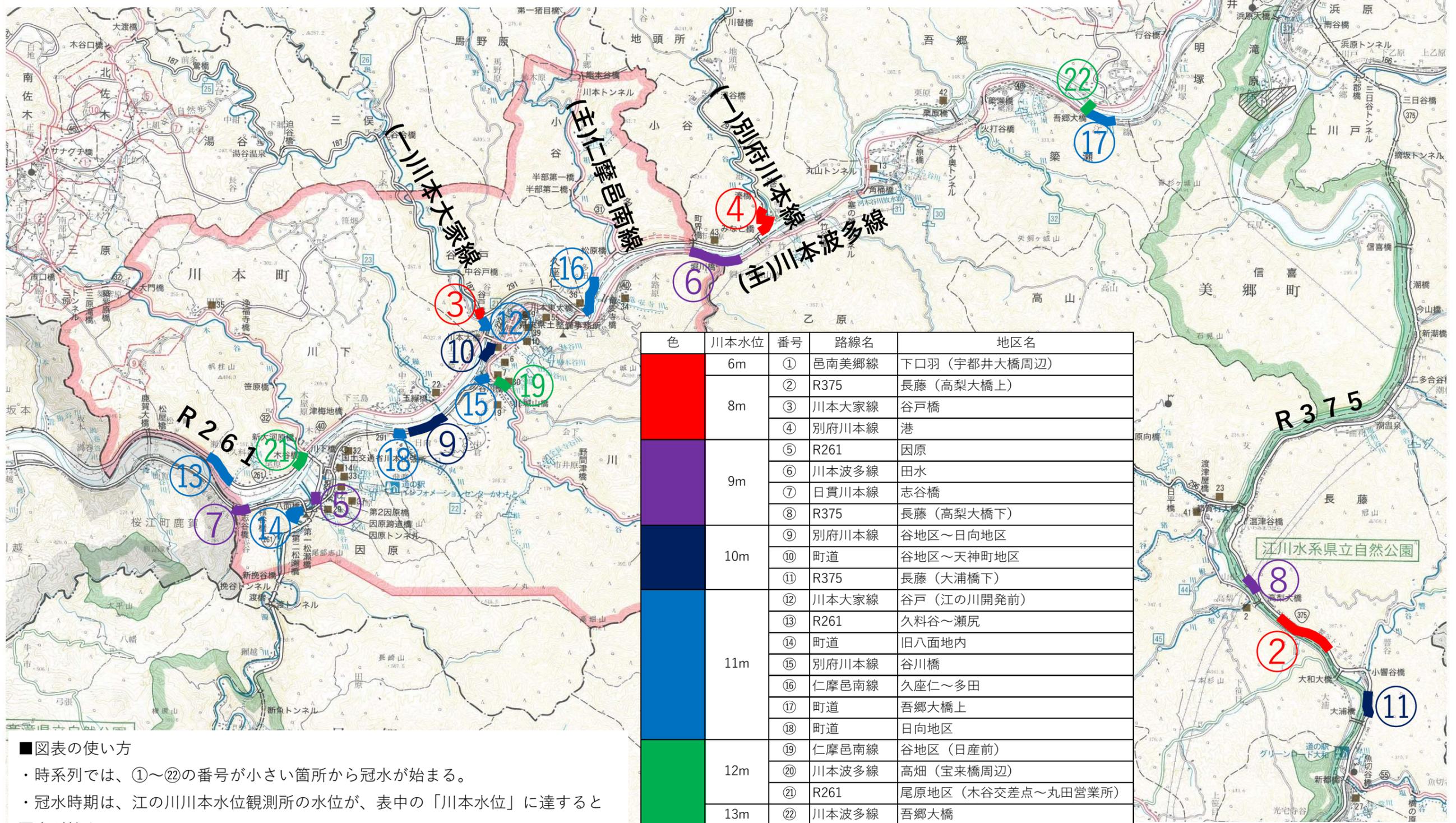
対象観測所

- ・美郷町⇒都賀水位観測所
- ・邑南町⇒大津水位観測所

道路冠水発生予測図
(島根県県央県土整備事務所)

道路冠水発生予測図

本資料は、平成30年及び令和2年の江の川洪水の冠水履歴に基づき、江の川水位と関連づけて道路冠水の発生時期（順序）と冠水場所（範囲）を示したものである。今後の洪水発生時の冠水発生予測と通行規制導入の判断資料として活用されたい。



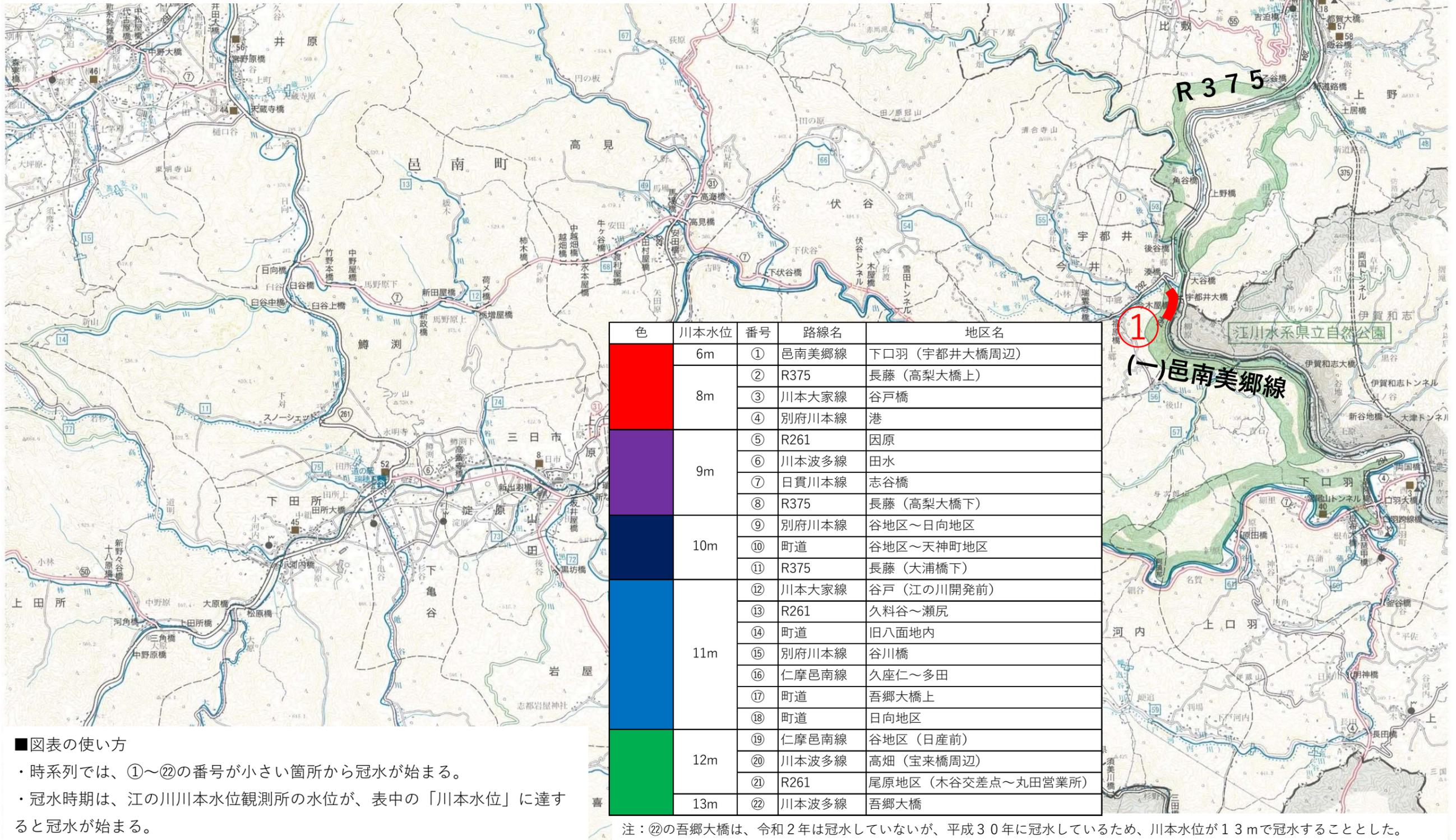
■図表の使い方

- ・時系列では、①～㉒の番号が小さい箇所から冠水が始まる。
- ・冠水時期は、江の川川本水位観測所の水位が、表中の「川本水位」に達すると冠水が始まる。

注：㉒の吾郷大橋は、令和2年は冠水していないが、平成30年に冠水しているため、川本水位が13mで冠水することとした。

道路冠水発生予測図

本資料は、平成30年及び令和2年の江の川洪水の冠水履歴に基づき、江の川水位と関連づけて道路冠水の発生時期（順序）と冠水場所（範囲）を示したものである。今後の洪水発生時の冠水発生予測と通行規制導入の判断資料として活用されたい。



■図表の使い方

- ・時系列では、①～㉒の番号が小さい箇所から冠水が始まる。
- ・冠水時期は、江の川川本水位観測所の水位が、表中の「川本水位」に達すると冠水が始まる。

国水計調第1号
 国水情第4号
 国水環保第2号
 令和2年4月30日

各地方整備局 河川部長
 北海道開発局 建設部長
 沖縄総合事務局 開発建設部長

} 宛て

国土交通省 水管理・国土保全局
 河川計画課 河川計画調整室長
 河川情報企画室長
 河川環境課 河川保全企画室長
 (公印省略)

令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成31年3月29日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和2年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、その対応については同8日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところである。また、同16日には、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大された。

これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応

(1) 協議会の場を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところである。

今般の感染症の拡がりを勘案すると、その重要性はより高まっており、協議会については、可能な限り WEB 会議による開催に取り組み、効果的な情報共有を図られたい。WEB 会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

(2) 連携体制の構築及び協議会での共有事項について

今般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、避難所の対応について、以下の参考事務連絡に示されている。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

【参考事務連絡】

○令和 2 年 4 月 1 日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

○令和 2 年 4 月 7 日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○令和 2 年 4 月 21 日付通知「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)」

(各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)、消防庁国民保護・防災課長発出)

○令和 2 年 4 月 28 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

2. 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記7.(1)協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項についても取り組まれない。なお、すでに協議会を開催済みの協議会にあっては、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

・緊急速報メールによる洪水情報の提供

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図られたい。

・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

令和元年東日本台風では、大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生した。この課題に対し、国として先行的に仕組み改善を図り、国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図られたい。

・堤防決壊情報の確実な共有

堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努められたい。また、堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知されたい。

・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努められたい。

・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね5年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、上記の内容も踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行われたい。

なお、上掲の取組事項については社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和2年4月時点における国土交通本省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充の際には改めて通知を発出する旨申し添える。

国水計調第1号
国水情第4号
国水環保第2号
令和2年4月30日

各都道府県・政令指定都市 水防担当部長 宛て

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室長
河川情報企画室長
河川環境課 河川保全企画室長

令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成31年3月29日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和2年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、その対応については同8日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところである。また、同16日には、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大された。

これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応

（1）協議会の場合を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところである。

今般の感染症の拡がりを勘案すると、その重要性はより高まっており、協議会については、可能な限りWEB会議による開催に取り組み、効果的な情報共有を図られたい。WEB会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十

分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

(2) 連携体制の構築及び協議会での共有事項について

今般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、避難所の対応について、以下の参考事務連絡に示されている。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

【参考事務連絡】

○令和2年4月1日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

○令和2年4月7日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○令和2年4月21日付通知「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)」

(各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)、消防庁国民保護・防災課長発出)

○令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

2. 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記7.(1)協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項についても取り組まされたい。なお、すでに協議会を開催済みの協議会にあっては、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

・緊急速報メールによる洪水情報の提供

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図られたい。

・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

令和元年東日本台風では、大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生した。この課題に対し、国として先行的に仕組み改善を図り、国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図られたい。

・堤防決壊情報の確実な共有

堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努められたい。また、堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知されたい。

・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努められたい。

・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね5年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、上記の内容も踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行われたい。

なお、上掲の取組事項については社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和2年4月時点における国土交通本省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充の際には改めて通知を発出する旨申し添える。

国水政第 94 号
国水河計第 79 号
国水環第 180 号
国水治第 159 号
国水防第 465 号
国水下流第 9 号
国水海第 144 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県・政令指定都市
水防担当部長・下水道担当部長
各地方整備局河川部長・建政部長
北海道開発局建設部長・事業振興部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人水資源機構ダム事業部長

殿

国土交通省 水管理・国土保全局
水政課長
河川計画課長
河川環境課長
治水課長
防災課長
流域管理官
海岸室長

水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく
「大規模氾濫減災協議会」の運用について

平成 29 年 6 月 19 日に施行された水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）においては、中小河川も含めた全国の河川で「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設したところである。

大規模氾濫減災協議会制度に関する解釈及び運用については、「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 12 号）をもって水管理・国土保全局長から通知されたところである。さらに、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より答申された「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」（以下「答申」という。）を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築を充実・加速させるため、大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）の組織、運営等については下記の事項に十分留意して適切な運用に努められ

るとともに、各都道府県水防担当部長におかれては速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、水災害対策に万全を期されるようお願いする。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

なお、「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 13 号、国水河計第 13 号、国水環第 20 号、国水治 26 号、国水防第 52 号）は、廃止する。また、「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 12 号）の記の第一 3（1）中「「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 13 号・国水河計第 13 号・国水環第 20 号・国水治第 26 号・国水防第 52 号）」とあるのは「「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 31 年 3 月 29 日国水政第 94 号・国水河計第 79 号・国水環第 180 号・国水治第 159 号・国水防第 465 号・国水下流第 9 号・国水海第 144 号）」と読み替えるものとする。

記

1. 大規模氾濫減災協議会の趣旨

改正法により創設する大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

2. 協議会の設置

大規模氾濫減災協議会については、国土交通大臣が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに、都道府県大規模氾濫減災協議会については、都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに組織するものとされている。ただし、協議会の設置にあたっては、構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、複数の協議会を組織すべきところを圏域や行政界などを考慮して一つの協議会として組織することや、国と都道府県で協議会を合同で開催することも可能である。また、既に設置されている他の協議会等の枠組みを活用することなども検討のうえ、地域の実情に応じて適切に設置されたい。

なお、都道府県大規模氾濫減災協議会については、対象河川数が多いこと等から、各都道府県における体制等の地域の実情等も踏まえて各都道府県知事の判断により

組織するものとされているが、全ての対象河川において組織すべく努めるようお願いする。

同様に、協議会の対象河川以外の河川についても、多様な関係者が連携して洪水被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することは有効であることから、協議会の取組の対象に含めることが望ましい。

また、協議会の対象とする河川の洪水浸水想定区域での被害を軽減するために調整が必要な雨水出水災害、高潮災害、これらが同時生起した場合の対策の取組や、土砂災害に関して連携強化のための情報共有が必要な取組についても協議会の取組に含まれることとする。

協議会の設置にあたっては、水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1を参考とされたい。

3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組することとする。

4. 協議会の名称

協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。

5. 協議会の構成員

協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。

(1) 大規模氾濫減災協議会の構成員

ア 国土交通大臣

水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。

イ 当該河川の存する都道府県の知事

当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。

ウ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

オ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する气象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必

要と認める者

その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・ 浸水が想定される近隣市町村
- ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・ 洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者
- ・ 雨水出水災害、高潮災害、土砂災害等による被害の防止・軽減のための対策に係る調整又は共有等が必要な機関
- ・ 下流域に情報提供が必要なダム管理者（利水ダムを含む）
- ・ 高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる地域包括支援センター等

なお、当該河川の存する市町村の長は当該対象河川沿川の高齢者の避難等も含め、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、高齢者福祉部局と連携し、適切に対応されたい。

(2) 都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員

ア 当該都道府県知事

当該都道府県の水防行政及び当該対象河川の存する地域の防災事務を担う都道府県大規模氾濫減災協議会の設置主体。

イ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

エ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する气象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の都道府県知事が必要と認める者

その他の都道府県知事が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・ 浸水が想定される近隣市町村
- ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・ 洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者
- ・ 雨水出水災害、高潮災害、土砂災害等による被害の防止・軽減のための対

策に係る調整又は共有等が必要な機関

- ・ 下流域に情報提供が必要なダム管理者（利水ダムを含む）
- ・ 高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる地域包括支援センター等

また、都道府県大規模氾濫減災協議会には、大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的な助言や、災害時の広域的な協力等を求めるため、都道府県知事は地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に参画を求めることが望ましい。この場合、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長は河川事務所長等を参画させるものとする。

なお、当該河川の存する市町村の長は当該対象河川沿川の高齢者の避難等も含め、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、高齢者福祉部局と連携し、適切に対応されたい。

6. 協議会の取組が対象とする外力

協議会の取組において対象とする外力が「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合」とされているのは、降雨規模（外力）の最大値を示しているものである。このため、想定最大規模降雨に満たない降雨規模であっても、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）規模の洪水が発生することが想定される場合には、当該洪水による被害を軽減するための対策が協議会の取組に含まれることとなる。

具体的にどのような外力を対象として各種の取組を進めるかは、当該河川の整備状況や地形特性なども踏まえ、協議会において決定するものとする。

7. 協議会の取組内容

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況等を十分に共有したうえで、以下の取組事項を参考に地域の実情等に応じて必要な取組について協議等を行うものとする。

なお、既に設置されている他の協議会等の取組と重複する項目がある場合については、会議の合同開催や、協議会間で効率的に協議等を進めるなど、適切に運用されたい。

（1）協議会での取組事項

① 円滑かつ迅速な避難のための取組

①-1 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ア 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認
 - ・ 洪水時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時に河川管理者から市町村に提供する河川状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に河川の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。
- イ 高潮時における都道府県からの情報提供等

- ・高潮時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、高潮時に都道府県等から市町村に提供する海岸状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に海岸の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。

ウ 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認

- ・「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月、内閣府（防災担当））を参考に、市町村が定めた洪水時又は高潮時における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。
- ・市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。
- ・水害対応タイムラインを活用して実施した訓練等で明らかになった課題を踏まえて、水害対応タイムラインの見直しを行うとともに、内容を共有する。
- ・ダム下流域の河川において、ダムの洪水調節機能等を踏まえ、市町村や住民が行う避難に関する防災行動を整理した避難勧告着目型タイムラインを作成し、共有するとともに、ダム管理者から発信される放流やダムの貯水位等の情報の意味等、その内容を共有する。

エ 多機関連携型タイムラインの拡充

- ・公共交通事業者やマスコミ、利水ダム管理者等の多様な関係機関が連携して、地域ブロック単位が多機関連携型タイムラインを作成するとともに、その運用状況を確認する。

オ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知促進

- ・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。
- ・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。
- ・水位周知下水道の指定を行う下水道について共有する。
- ・水位周知海岸の指定を行う海岸について共有する。

カ I C T等を活用した洪水情報の提供

- ・「川の防災情報（国土交通省提供サイト）」等、国や都道府県が有している河川水位やC C T Vカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。
- ・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。

キ 防災施設の機能に関する情報提供の充実

- ・ダム、堤防等の整備効果や現時点で有する機能等を共有する。

ク ダム放流情報を活用した避難体系の確立

- ・ダムの操作やその際に提供される情報とその意味等について共有する。

ケ 避難計画作成の支援ツールの充実

- ・各市町村等に対し、利活用が図られるよう浸水ナビの機能を周知するとともに、浸水ナビを活用した利活用事例を収集し、取組内容や使用した結果について共有する。

コ 隣接市町村等への広域避難体制の構築

- ・各市町村において洪水浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時又は高潮災害時の連絡体制等について検討・調整する。

サ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援

- ・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
- ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。
- ・「講習会の企画調整及び運営マニュアル～要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて～」(平成30年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、市町村における講習会プロジェクトの実施について検討・調整する。

①ー2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

ア 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表

- ・国又は都道府県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図、想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図の作成・公表の予定を共有する。
- ・ダム管理者によるダム下流部の浸水想定図の作成・公表の予定を共有する。
- ・都道府県又は市町村による想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図の作成・公表の予定を共有する。
- ・各種浸水想定区域図等が作成された場合は当該浸水想定区域図等を共有する(なお、共有された浸水想定区域図等については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。)

イ ハザードマップの作成、周知、活用

- ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップ、想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図を踏まえた内水ハザードマップ、想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図を踏まえた高潮ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。

- ・各種ハザードマップが作成された場合は、当該ハザードマップを共有する。
- ・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。

ウ 浸水実績等の周知

- ・水位周知河川等に指定されていない中小河川における、過去の降雨により当該河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等（以下「浸水実績等」という。）を用いた水害リスクの周知の取組に関し、全国の代表的な取組事例を市町村へ提供するとともに、流域内の各構成員が保有する浸水実績等について共有する。

エ ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実

- ・ハザードマップポータルサイトについて、公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）、高潮浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域等を掲載し、提供する情報の充実を図ることとしている。ハザードマップポータルサイトを通じた水害リスク情報の提供が図られるよう、取組内容について共有する。

オ 災害リスクの現地表示

- ・各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」（生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示）の取組状況を共有するとともに、「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」（平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、取組の推進について検討・調整する。
- ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について共有する。

カ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実

- ・各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。

キ 防災教育の促進

- ・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。
- ・水防法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校等に対して、避難確保計画の策定、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の支援を実施するとともに、先進的な取組について共有する。

ク 避難訓練への地域住民の参加促進

- ・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を共有する。

ケ 共助の仕組みの強化

- ・ 自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例を共有し、より充実した取組を検討・調整する。
 - ・ 地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組について検討・調整するとともに、その取組状況について共有する。
 - ・ 要配慮者利用施設への避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。
- コ 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
- ・ 協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有する。また、別途とりまとめる全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。

①ー3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

ア 洪水予測や水位情報の提供の強化

- ・ 危機管理型水位計（※）の配置計画を検討・調整する。
※危機管理型水位計：国土交通省が開発した、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。
- ・ 河川監視用カメラの配置計画（設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む）を検討・調整する。
- ・ ダムの放流警報施設等について、市町村よりその開放の要請があった場合は、放流警報等の趣旨を踏まえつつ、ダム管理者として必要な情報伝達に支障とならない範囲で開放することが可能であることを情報共有する。
※「ダム放流警報施設、電光掲示板等河川管理施設の開放について」（平成17年3月28日国河流第19号、国河治第211号）を参照。

イ 危機管理型ハード対策の実施

- ・ 危機管理型ハード対策（※）の概ね5年間の整備箇所について共有し、各構成員による減災対策が一体的な取組となるように検討・調整する。
※危機管理型ハード対策：現況の施設能力を上回る越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防天端の保護、裏法尻の補強により堤防構造を工夫する対策

ウ 河川防災ステーション等の整備

- ・ 河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。

エ 避難場所、避難経路及び応急的な退避場所の整備

- ・ 避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、

避難経路の整備に加えて、応急的な退避場所の必要性に関する市町村の検討結果を踏まえ、新たに退避場所の整備を行う場合、国・都道府県管理河川の工事等による建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整する。

- ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先を設定する上での調整内容や協定の締結方法等について共有する。

② 被害軽減のための取組

②-1 水防体制に関する事項

ア 重要水防箇所の確認

- ・河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。

イ 水防資機材の整備等

- ・各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。
- ・河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。

ウ 水防訓練の充実

- ・多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。

エ 水防に関する広報の充実

- ・各構成員の水防に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。

オ 水防団間での連携、協力に関する検討

- ・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。

②-2 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実

- ・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。

イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実

- ・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討・調整する。

ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進

- ・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。

- ・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。

③ 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等

- ・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時又は高潮時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時又は高潮時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。

イ 浸水被害軽減地区の指定

- ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。

④ 防災施設の整備等

ア 重要インフラの機能確保

- ・各構成員がそれぞれ又は連携して実施する防災施設の整備等の実施状況や今後の予定等について共有する。

⑤ その他

ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化

- ・国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。

イ 災害情報の共有体制の強化

- ・各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。

(2) 分科会や幹事会等の設置

協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討を実施することも、協議会を円滑に運営するうえで有効である。

(3) 「地域の取組方針」の作成

協議会において検討・調整された取組や、確認・共有された取組については、協議会として取りまとめておくことが有効であるため、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、概ね5年以内で実施する取組内容等を「地域の取組方針」として取りまとめ、共有する。なお、「地域の取組方針」の名称及び形態等については、協議会の裁量において決定するものとする。

(4) 協議事項の尊重義務

協議会で、当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減のため必要な協議の結果調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負うこととされていることから、「地域の取組方針」として取りまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

(5) 取組内容の公表

協議会の取組内容等については、減災に関して広く住民等へ周知を図るため、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

(6) 関係者との連携

多くの関係者との事前の備えを図るため、以下の関係者との連携の強化に努められたい。

① マスメディアや情報通信企業等との連携について

地域のリスクや防災施設の効果とその限界、水害・土砂災害情報等について、テレビや新聞、ラジオ、ネットメディア等のそれぞれが有する特性を活かして発信・伝達することによって、住民の理解と行動につながるよう、マスメディアや情報通信企業等との連携強化に努められたい。

② 土砂災害対策に関する連絡会との連携について

上流部の土砂災害により発生した大量の土砂が、洪水で河道を流下し、下流部において土砂が堆積して、河床を上昇させて土砂と洪水の氾濫が複合的に発生する現象である土砂・洪水氾濫等の被害軽減に資する取組に関しては、市町村の防災担当者や自主防災組織等の防災リーダーの土砂災害に関する知識の習得等を支援するための連絡会との連携強化に努められたい。

8. 取組内容のフォローアップ

毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、協議会として取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進するものとする。

9. 当面のスケジュール

協議会において、「7. 協議会の取組内容」を踏まえ、必要に応じて2019年出水期までを目途に「地域の取組方針」の見直しを行うことを目標に取組を進める。

10. 都道府県管理河川の取組に関する相談窓口

各地方整備局等においては、都道府県管理河川の取組を支援するための相談窓口を地域河川課等に設置する。また、都道府県においては、協議会の取組について不明な点等がある場合は相談窓口にお問い合わせされたい。

別紙－ 1

〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会 規約

(注) 当該記載例は「都道府県大規模氾濫減災協議会」を想定したものである。また、あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。

(設置)

第〇条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(注) 協議会の名称については、その趣旨及び地域の実情等に鑑み、設置主体の裁量により決定されたい。なお、上記の通り、規約中に水防法に基づく協議会であることを明記することにより、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付した場合でも法定協議会として扱うことが可能である。

(目的)

第〇条 協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して〇〇川圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(注) 協議会は、「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会」であることや、平成 30 年 7 月豪雨を受けて、答申において「多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え」とされたことを踏まえ、決定されたい。

(協議会の対象河川)

第〇条 協議会は、△△川、□□川、…その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

(注) 協議会の検討対象となる洪水予報河川及び水位周知河川については、具体河川名をもって協議会の検討対象であることを明記する。なお、対象河川数が多い場合は別紙にて整理することも有効である。洪水予報河川又は水位周知河川以外の河川についても協議会の検討対象とする場合には、「その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする」等としてその旨を明らかにする。

(協議会の構成)

第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。

(注) 法定協議会の構成員には水防法第 15 条の 10 第 2 項第 1 号から第 5 号までに基づく必須構成員が含まれる必要があることに注意されたい。また、協議会の取組を実効性あるものにするためにも、必要に応じて分科会や幹事会等についても位置づけられたい。

(協議会の実施事項)

第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(注) 上記はあくまで事例であり、協議会の趣旨及び地域の実情等に応じた必要な取組について、協議会の裁量により決定されたい。

(協議会資料等の公表)

第〇条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(注) 協議会の資料、議事、取組状況等については、減災に関して広く住民等へ周知を図る観点から各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努められたい。

(雑則)

第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第〇条 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

令和2年8月27日

江津市
川本町
美郷町
邑南町 防災担当課 御中

国土交通省
浜田河川国道事務所

水防団からの浸水被害情報の御提供について（依頼）

日頃より、国土交通行政に御協力と御理解を賜り、誠に有り難う御座います。
先月の出水におきましては、江の川において浸水等被害が発生し、その後の対応（被害状況の把握）に苦慮したところです。

一般被害の発生に関する情報伝達経路につきましては、別添のとおり、「江の川（下流）水防連絡協議会」の資料において、定められているところですが、浸水により道路が不通となって、現場の巡視等に支障が発生した場合のサポートとしまして、水防団からの情報提供を頂きたいと検討しているところです。

下記のとおり、当方の問い合わせ先をお知らせします。
現地状況が把握出来た段階で結構ですので、御連絡を頂ければ、と思います。
御協力の程、どうぞ宜しくお願い致します。

記

【浜田河川国道事務所 問い合わせ先】

国土交通省浜田河川国道事務所河川管理課
電話 : 0855-21-3122
FAX : 0855-22-2486
神庭事業対策官、溝口調査係長